

鳥取県中部 4 町国土強靱化地域計画 (第 2 期計画)

令和 2 年 3 月
(令和 7 年 3 月改定)

鳥取県中部 4 町

(三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町)

目次

I	はじめに	3
1.	計画策定の趣旨	3
2.	地域計画の位置付け	4
(1)	基本計画及び県地域計画との調和	4
(2)	他計画との関係	4
3.	計画期間	4
4.	計画策定の流れ	5
II	本地域の特性と課題	6
1.	地形・地質的特性	6
3.	社会的特性	7
(1)	人口動向	7
(2)	産業・雇用	7
(3)	交通・物流	8
III	基本的な考え方	9
1.	国土強靱化の目標	9
(1)	国土強靱化の基本理念	9
(2)	基本目標	9
(3)	事前に備えるべき目標	9
(4)	国土強靱化を進める上での留意事項	10
IV	リスクシナリオの設定	11
1.	想定する大規模自然災害	11
(1)	対象とする大規模自然災害	11
(2)	想定する大規模自然災害の特定	11
2.	リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定	14
3.	施策分野の設定	16
V	脆弱性評価	16
1.	脆弱性評価の考え方	16
(1)	脆弱性評価の意義	16
(2)	脆弱性評価の流れ	17
2.	現行施策の評価	18
(1)	人命の保護	19
(2)	救助・救援、医療活動の迅速な対応、被災者等の健康・避難生活環境の確保	20
(3)	行政機能の確保	21
(4)	情報通信機能の確保	22
(5)	地域経済活動の維持	23
(6)	ライフラインの確保及び早期復旧	24
(7)	二次災害の防止	25
(8)	迅速な復旧・復興	26
(9)	横断的分野	27
3.	脆弱性評価の総括	28
VI	強靱化のための取組み	30
1.	国土強靱化に向けた方向性	30
2.	施策プログラムの設定	32

(1) 直接死を最大限防ぐ(人命保護)	32
(2) 救助・救援、医療活動の迅速な対応、被災者等の健康・避難生活環境の確保.....	35
(3) 行政機能の確保.....	39
(4) 情報通信機能の確保.....	39
(5) 地域経済活動の維持.....	40
(6) ライフラインの確保及び早期復旧	41
(7) 二次災害の防止.....	43
(8) 迅速な復旧・復興.....	44
(9) 横断的分野.....	46
(1) 行政機能分野(行政機能／市町村)	48
(2) 住環境分野(住宅・都市、環境)	49
(3) 保健医療・福祉分野.....	50
(4) 産業分野(エネルギー、金融、情報通信、産業構造、農林水産)	50
(5) 国土保全・交通分野(交通・物流、国土保全、土地利用)	51
4. 施策の重点化.....	51
VII 計画の推進に向けて.....	54
1. 計画推進.....	54
2. 計画の進捗管理.....	56
3. 計画の見直し等.....	56
(1) 計画の推進期間.....	56
(2) 他の計画等の見直し.....	56

I はじめに

1. 計画策定の趣旨

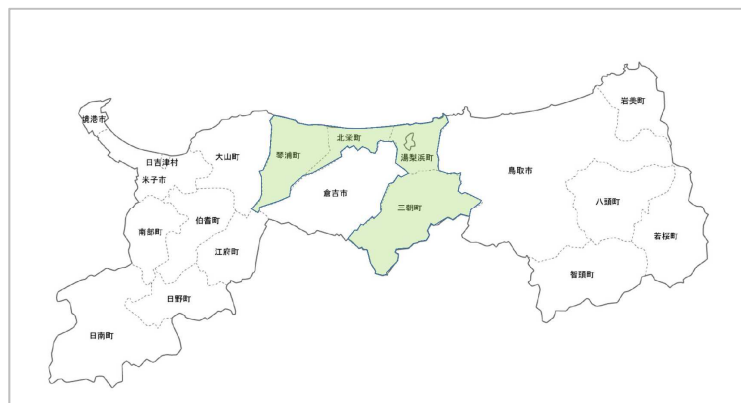
わが国では、度重なる大規模自然災害により、その都度、多くの尊い人命を失い、莫大な経済的・社会的損失を受けてきた。特に、平成 23 年東日本大震災では、観測史上最大のマグニチュード 9 の巨大地震と大津波により、死亡者・行方不明者約 1 万 9 千人、家屋全壊約 13 万棟、最大避難者数約 47 万人、被害額約 16 兆 9 千億円の甚大な災害となったことから、大規模自然災害に対する社会経済システムの脆さが明らかとなった。また、その後の復旧・復興も長期化しており、これまでの事後対策から、社会経済システムの維持、被害の最小化、迅速な復旧復興を図る事前防災の重要性が教訓となった。

このような状況を踏まえ、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成 25 年法律第 95 号。以下「基本法」という。）」が公布・施行され、国は「国土強靱化基本計画」を策定した。

本県においても、昭和 18 年鳥取地震や平成 12 年鳥取県西部地震、昭和 54 年台風 20 号、昭和 62 年台風 19 号、また、近年では平成 28 年鳥取県中部地震、平成 30 年 7 月豪雨（西日本豪雨）、平成 30 年台風 24 号、令和 2 年 9 月豪雨など、地震災害や豪雨による水害、土砂災害などの自然災害によって甚大な被害を受け、長期にわたる復旧・復興を繰り返してきた。

このため、鳥取県においては、平成 28 年 3 月に「鳥取県国土強靱化地域計画（第 1 期計画）」（以下「県地域計画」という。）、令和 6 年 11 月に「県地域計画（第 2 期計画）」が策定された。

このような中、鳥取県中部地区の三朝町、湯梨浜町、琴浦町及び北栄町の 4 町（以下「本地域」という。）においては、人口減少や高齢化に伴う地域防災力の低下や、激甚化する災害事象に伴い広域のかつ多様化する被災形態への対応という共通課題に対し、相互補完による地域全体の防災・減災に資するため、県や国など関係者との連携のもと、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となる「鳥取県中部 4 町国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を、令和 2 年 3 月に合同で策定した。この度、本計画策定から 5 年が経過し、計画期間が期限を迎えることから、ここに計画を見直し、第 2 期計画として策定するものとする。



図－1 鳥取県中部 4 町の位置関係

2. 地域計画の位置付け

(1) 基本計画及び県地域計画との調和

本計画は、基本法第 13 条に基づき、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画として、国土強靱化基本計画との調和を保ち策定するものとする。

また、県地域計画が本地域の被災形態を包含する計画であることを踏まえ、同計画との調和を保つものとする。

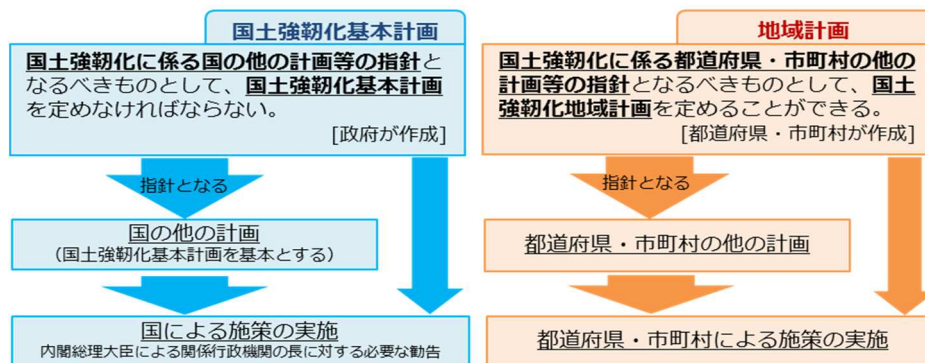


図-2 地域計画の位置付け

出典：「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」（内閣官房国土強靱化推進室）

(2) 他計画との関係

本計画は、国土強靱化の観点から、各町における「地域防災計画」をはじめとする様々な分野での計画の指針となるものである。

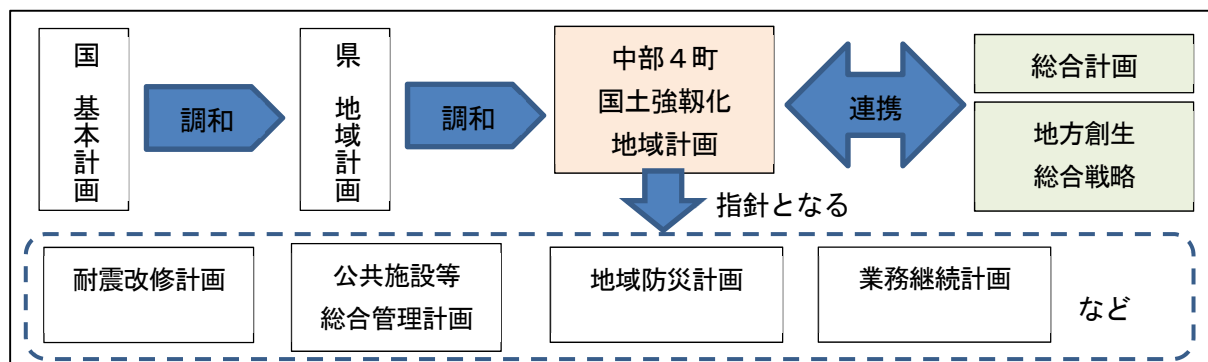


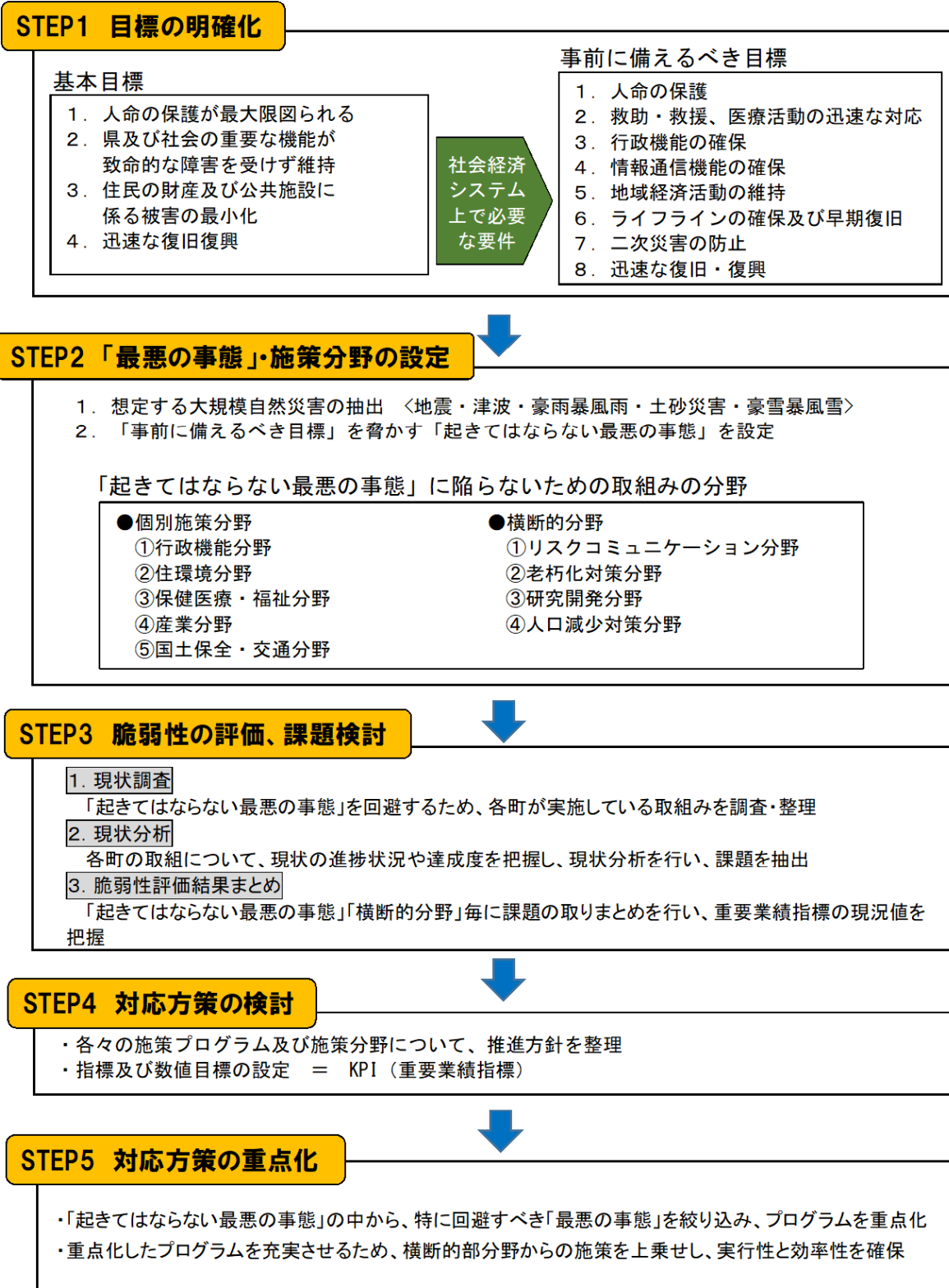
図-3 国土強靱化地域計画と他計画との関係

3. 計画期間

本計画の推進期間は、令和 7 (2025) 年度から令和 1 1 (2029) 年度までの 5 年間とする。その後は、施策の進捗や災害事象への調査研究、技術開発の最新の知見、社会経済情勢の変化等を踏まえ、計画の見直しを概ね 5 年毎に行う。

4. 計画策定の流れ

本計画の策定は、以下の図に示す手順（STEP1～STEP5）で進める。



図－4 計画策定の流れ

II 本地域の特性と課題

1. 地形・地質的特性

本地域は、鳥取県中部に位置し、北は日本海、南は岡山県に接した中国山地と日本海に挟まれた位置にあり、4町合計の面積は県全体の約14%を占める約508㎢となっている。

中国山地を中心に山地が多く急峻な地形であるが、津黒山を源流に大山の麓を経て日本海に注ぐ天神川流域に平野が形成されている。急峻な中国山地の影響で、急流河川や急斜面が多く存在しており、大山の噴出物である火山灰土や花崗

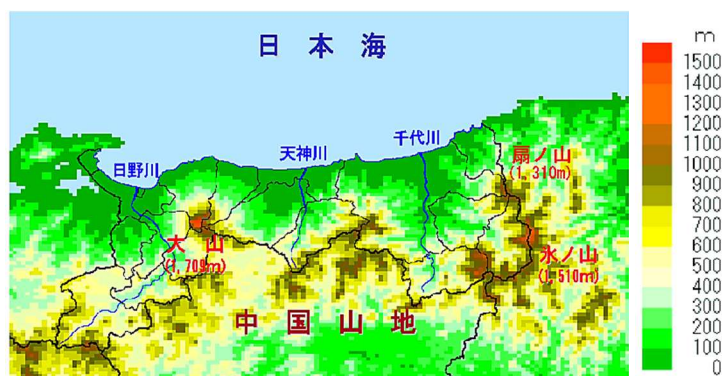


図-5 鳥取県の地形
※鳥取地方気象台「鳥取の地勢」を一部加工

岩が風化した真砂土に広く覆われた土地では、大雨による土砂災害の素因を有している。県中部の平野は、一級河川天神川の流域を中心に形成された三角州と砂浜であり、粘土や泥、細砂から成る軟弱地盤では、地震時における液状化が懸念される。海岸線の地形は、琴浦町周辺では比較的海面より高く、また、北栄町や湯梨浜町周辺では汀線部に形成された砂浜が、白砂青松の美しい景観を形成するとともに、津波遡上の緩和にも効果を有している。

土地利用の構成をみると、森林面積割合は約68%と高く、農用地が約8%、宅地その他が約24%となっている。

三朝東郷湖県立自然公園は、倉吉市・三朝町・湯梨浜町にまたがる温泉・山岳・湖水・海岸を含む多面的な自然公園である。区域内には景勝地としての小鹿溪、東郷湖、史跡名勝地としての三徳山があり、ラジウム含有量世界有数の三朝温泉、風光明媚な東郷湖をはさんで東郷温泉、はわい温泉がある。

また、西日本で最高峰の大山は、日本有数のブナ林と水資源を誇り、国立公園などの観光要素となる雄大な景観と優れた自然が保存されていることが特徴となっている。

	総面積 (㎢)	耕地面積 (ha)	林野面積 (ha)	公道実延長 (km)
三朝町	233.5	365	20,914	245.7
湯梨浜町	77.9	477	3,971	286.2
琴浦町	140.0	1,745	8,408	459.2
北栄町	56.9	1,496	1,441	403.7
東伯郡計	508.4	4,083	34,734	1,394.8
鳥取県	3,507.1	20,876	259,440	8,959.7

資料：鳥取県「令和6年版鳥取県勢要覧」

2. 気候的特性

本地域の気候は、冬は北西からの季節風によって降雪が多い日本海型気候帯に属している。倉吉市では、平均気温は14.6度、降水量は年1,746mmで、冷涼多雨な気候であり、降雪期間は12月から3月で、多い地区で10～30cm程度の積雪がある。

近年は全国的に短期的・局地的豪雨が頻発しているが、本地域でも、平成23年の台風12号による豪雨（大山町で総雨量900mm以上）を観測し、土砂災害による被害も発生している。今後も短期的・局地的豪雨による記録的な時間降水量・日降水量の増加と、それに伴う浸水被害や土砂災害の増加が

懸念される。

さらに、本地域の積雪は地域の生活の営みの一部にあるが、県内全域が豪雪地帯に指定されており、平成 18 年豪雪（大山で最深積雪 244cm）や平成 23 年の大雪（米子で最深積雪 89cm）では死傷者や住宅被害、積雪による交通途絶などの被害が発生している。

3. 社会的特性

（１）人口動向

本地域の人口は年々減少が続き、高齢化の進展と生産年齢人口の減少を伴いながら、令和 2（2020）年現在で約 5.3 万人となっており、近年のトレンドを反映した将来推計人口は、2050 年時点で約 4 3.5 万人と推計されている。

さらに、中山間地域では過疎化・高齢化が著しく、老年人口(65 歳以上)の割合が 35%以上となっているのは、湯梨浜町を除く 3 町が該当（県全体では 19 市町村中 12 町）であり、人口減少と高齢化により、災害時の避難誘導の困難化や孤立集落の発生、医師不在地域の発生など被災ポテンシャルが高まることが懸念されており、特に山間部においてはこの傾向が顕著となっている。

■人口

	総人口 (人)	15 歳未満 (人)	15～64 歳 (人)	65 歳以上 (人)	年少人口割合 (%)	高齢化率 (%)
三朝町	6,060	676	2,974	2,410	11.2%	39.8%
湯梨浜町	16,055	2,267	8,638	5,150	14.1%	32.1%
琴浦町	16,365	1,979	8,358	6,028	12.1%	36.8%
北栄町	14,228	1,797	7,368	5,063	12.6%	35.6%
東伯郡計	52,708	6,719	27,338	18,651	12.7%	35.4%
鳥取県	553,407	68,542	306,288	178,577	12.4%	32.3%

資料：総務省「国勢調査（令和 2 年）」

（２）産業・雇用

本地域は海・山・里の豊かな自然環境を背景とした農林水産資源に恵まれ、鳥取県名産二十世紀梨もこの地域から多く生産される。また、「鳥取和牛」、「白ネギ」のほか「大山地鶏」など、鳥取ブランドを活用した素晴らしい食材が数多く生み出され、県中部地域の農産物の供給を支えているとともに、豊富な森林資源を有しており、森林と農地は、水源かん養、土砂崩れ抑制、温室効果ガス(CO2)固定のほか、観光資源となる優れた景観などの多面的機能を有している。

本地域で就業者が最も多いのは第 3 次産業であるが、割合では第 1 次産業が 16.8%（県合計 7.7%）と高い値を示している。しかし、第 1 次産業の就業者数は減少傾向にあり、農林漁業における 60 歳以上の割合は約 75%以上と高齢化が進行している。

■産業別 15 歳以上就業者数

	総数 (人)	1 次産業		2 次産業		3 次産業	
		(人)	構成比	(人)	構成比	(人)	構成比
三朝町	3,030	353	11.7%	576	19.0%	2,015	66.5%
湯梨浜町	8,287	1,017	12.3%	1,716	20.7%	5,464	65.9%
琴浦町	8,598	1,627	18.9%	2,093	24.3%	4,807	55.9%
北栄町	7,730	1,656	21.4%	1,572	20.3%	4,261	55.1%
東伯郡計	27,645	4,653	16.8%	5,957	21.5%	16,547	59.9%
鳥取県	269,353	20,713	7.7%	56,777	21.1%	184,007	68.3%

資料：鳥取県「令和 6 年版鳥取県勢要覧」

■各産業の主要指標

	R3 農業産出額 (千万円)	H30 海面漁業 漁獲量 (t)	R3 製造品 出荷額 (百万円)	R3 小売業年間 商品販売額 (百万円)	R3 小売業 売場面積 (㎡)
三朝町	73	0	2,178	2,882	2,464
湯梨浜町	230	256	5,702	13,830	17,060
琴浦町	1,224	418	49,772	23,574	24,473
北栄町	831	23	6,344	23,574	8,607
東伯郡計	2,358	697	63,996	60,922	52,604
鳥取県	7,265	83,103	885,636	1,224,842	851,886

資料1：農林水産省ウェブサイト／グラフと統計でみる農林水産業

資料2：鳥取県「令和6年版鳥取県要覧」

資料3：経済産業省「令和3年経済センサス」

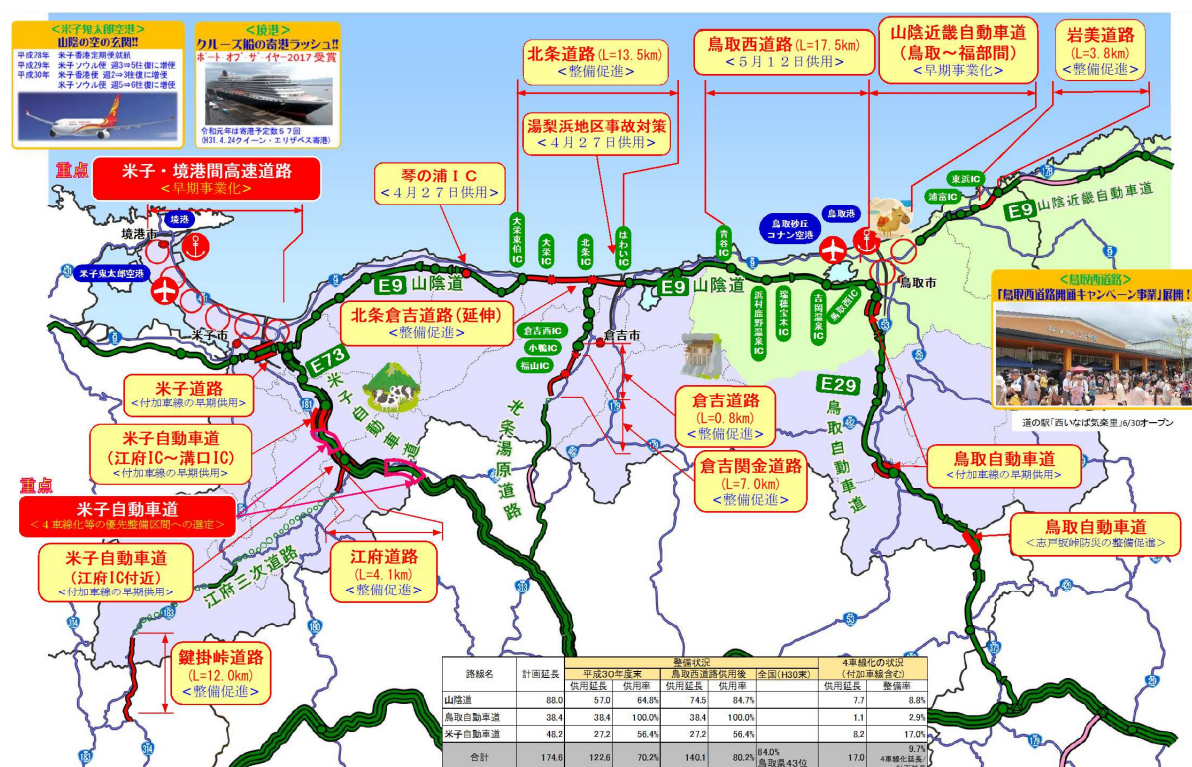
(3) 交通・物流

本地域は、古くから山陰街道が整備され、街道沿いは交通の要衝として宿場町が栄えてきた歴史がある。現在では鉄道や高速バスなどの公共交通機関や、国道・高速道路などの道路網の整備が進んでおり、概ね都市間を結ぶネットワークが形成されている。

高速道路は、山陰道鳥取西道路の全線開通等により県外からの企業誘致の増加や雇用確保、移住増加に貢献するとともに、周辺高速道路ネットワーク整備の進展により観光振興、物流の効率化、災害時のリダンダンシー確保等に寄与している。

鉄道網については、J R山陰本線が高速化され、通勤通学等の手段のほか、地域間交流の促進及び広域観光の連携強化が進められている。

しかし、依然として高速道路ネットワークには、山陰道の北条道路や暫定2車線区間、北条湯原道路のミッシングリンク（未整備区間）が存在し、これらの解消が課題となっている。



図－9 圏域の交通ネットワーク
(出典) 鳥取県県土整備部事業概要

Ⅲ 基本的な考え方

1. 国土強靱化の目標

(1) 国土強靱化の基本理念

本地域の国土強靱化は、いかなる自然災害が起こっても、機能不全に陥る事が避けられるような「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域・経済社会を構築し、地域活性化と持続的な成長にも繋がる取組みとする。

(2) 基本目標

人口減少等の本地域が抱える切迫する次の課題の中で、上記の基本理念の基に4つの目標による国土強靱化を実現しようとするものである。

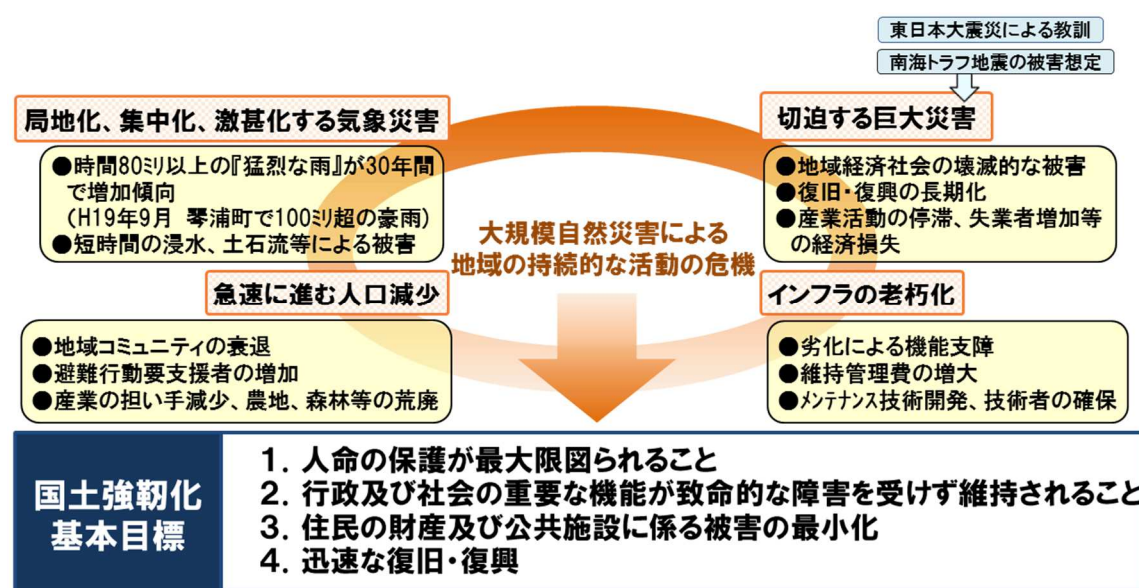


図-10 本地域が抱える課題と国土強靱化の基本目標

(3) 事前に備えるべき目標

前記の基本目標を実現するための社会経済システムを構築する上で必要となる要件として、大規模自然災害の発生直後からの復旧・復興プロセスでの時間軸を考慮しながら、次の8つの事前に備えるべき目標を設定した。これらの目標は、国土強靱化基本計画と整合したものとした。

[事前に備えるべき目標]

① 直接死を最大限防ぐ (人命の保護)	大規模自然災害が発生したときでも、直接死を最大限防ぐ
② 救助・救援、医療活動の迅速な対応、被災者等の健康・避難生活環境の確保	大規模自然災害発生直後から、救助・救援、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
③ 行政機能の確保	大規模自然災害発生直後から、必要不可欠な行政機能は確保する
④ 情報通信機能の確保	大規模自然災害発生直後から、必要不可欠な情報通信機能は確保する
⑤ 地域経済活動の維持	大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない
⑥ ライフラインの確保及び早期復旧	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

⑦ 二次災害の防止	制御不能な二次災害を発生させない
⑧ 迅速な復旧・復興	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

[8つの目標の時間軸上の整理]

災害発生時	災害発生直後	復旧	復興
1. 直接死を最大限防ぐ (人命の保護)			
	2. 救助・救援、医療活動の迅速な対応、被災者等の健康・避難生活環境の確保		
	3. 行政機能の確保		
	4. 情報通信機能の確保		
	5. 地域経済活動の維持		
	6. ライフラインの確保及び早期復旧		
		7. 二次災害の防止	
		8. 迅速な復旧・復興	

(4) 国土強靱化を進める上での留意事項

本地域における人口減少、交通・物流のミッシングリンク等の特性・課題を踏まえ、国土強靱化に向けた取組みを進めるうえで、留意する事項を以下に示す。

①地方創生との連携した相乗効果によるSDG sの推進

人口減少は、様々な観点から脆弱性評価に影響を与えるものであり、国土強靱化と地方創生の取組みは、施策の効果が平時・有事のいずれを主な対象としているかの点で相違はあるものの、双方とも、持続的で活力ある地域づくりを進めるという共通の目的を有することから、各町の総合計画及び地方創生総合戦略と本計画が連携し、相乗効果を発揮しながら取組みを推進する必要がある。

②ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせ

大規模自然災害に対して、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、重点化を図りながら防災・減災対策を進める必要がある。

③既存社会資本の有効活用による施策推進

これからのインフラ整備は、加速するインフラ老朽化、大規模自然災害の発生、社会的変化に伴う地域の実情などに対応しつつ、これまでに蓄えた既存ストックを最大限に活用しながら推進する必要がある。しかし、インフラの機能維持のための老朽化対策には、維持管理費や更新費等の莫大な予算が必要となることが懸念される。したがって、引き続き、各インフラ長寿命化計画に基づき、計画的なストックの維持管理・更新を進めるとともに、メンテナンスのための新技術の開発・実装やメンテナンスを行う技術者の育成・確保も合わせて促進する必要がある。

④人材育成と官民連携等による効率的・効果的な施策推進

地域づくりは、地方公共団体のみならず、民間事業者、大学・研究機関、NPO、住民等多様な主体の参画の下に行われるべきものである。特に、民間の資金、技術、ノウハウを活用できるPPP／PFI等は、施策を効率的・効果的に実施できるとともに、民間のビジネス機会の拡大にも繋がる社

会的ニーズ及び技術シーズを見据え、大学・研究機関等と協力を図りながら、技術開発を含めた技術施策を推進する必要がある。

また、各地域における防災や産業の担い手の育成・確保を進め、官と民が適切に連携及び役割分担して施策推進に取り組む必要がある。

⑤Society5.0 社会の技術の活用と国土強靱化のイノベーション

人口減少社会やポストコロナ時代の「新たな日常」において国土強靱化の推進を支えていくため、インフラ・防災・減災分野において、Society5.0時代の超スマート社会の実現を目指す。特に、デジタルトランスフォーメーションの流れを踏まえ、先端技術（AI、IoT など）を活用していく必要がある。併せてAI、IoT 技術を扱う人材を育成していく必要がある。

⑥KPI による定量的な施策評価とPDCAサイクルによるマネジメント

本計画は、本地域の自然災害に対する施策評価を備えた強靱化システムとして各町の関係部局のみならず、県や民間企業、住民との連携を図りながら実効性を向上させるシステムを構築する必要がある。また、KPI（重要業績指標）による定量的な評価に基づいて、PDCAサイクルにより概ね5年毎に本計画を見直し、強靱化システムの最適化を図っていくものとする。

IV リスクシナリオの設定

1. 想定する大規模自然災害

（1）対象とする大規模自然災害

本計画の策定に当たり、対象とする大規模自然災害は以下のとおりとする。

- ◆国土強靱化基本計画と同様、大規模自然災害を対象とする。
⇒ 原子力事故やテロ等、自然災害以外のリスクは対象外
- ◆県内で発生しうるあらゆる大規模自然災害を想定する。
- ◆国全体の強靱化への貢献という観点から、周辺地域の支援が必要となる南海トラフ地震など、県外における大規模自然災害も対象とする。

（2）想定する大規模自然災害の特定

上記を踏まえ、本県で想定される大規模自然災害を以下のとおりに特定する。

県内において想定する自然災害リスク

災害区分	大規模自然災害による起きてはならない事象	想定するリスク
①地震	・住宅等の倒壊や火災による死傷者の発生 ・住宅密集地における火災の延焼 ・インフラ機能停止による避難、復旧の難航 ・文化財の被災、修復の難航	鳥取県地震防災調査研究委員会が設定した断層による最大規模の地震動 ○参考とする過去の事象 ・昭和18年鳥取地震 ・平成12年鳥取県西部地震 ・平成28年熊本地震 ・平成28年鳥取県中部地震 ○対応等 ・避難行動等による減災対策（ソフト） ・インフラ、防災拠点、住宅等の耐震化による防災対策（ハード）

② 津波	・建物の倒壊・流出等による死傷者の発生 ・広範囲な浸水による都市機能の停止 ・流出がれき等の散乱堆積による復旧長期化	平成 30 年 3 月に鳥取県が公表した「津波浸水想定」の対象となる津波 ○参考とする過去の事象等 ・平成23年東日本大震災 ・平成26年国提示の津波断層モデルによる解析と被害想定 ○対応等 ・その地点の最大規模の津波 ⇒避難行動等による減災対策（ソフト） ・最大規模の津波より発生頻度が高く、津波高の低いもの ⇒海岸施設整備等による防災対策（ハード）
③ 豪雨・ 暴風雨	・豪雨による河川の氾濫による死傷者の発生 ・低平地の排水機能停止による長期間の冠水による経済活動の停滞	これまでの気象統計に基づいて想定し得る最大規模の豪雨 ○参考とする過去の事象 ・昭和62年台風19号（県中部） ・平成23年台風12号（県西部） ・平成28年台風10号豪雨 ・平成29年7月九州北部豪雨 ・平成30年7月豪雨 ・平成30年台風24号 ・令和元年8月（佐賀豪雨） ・令和元年台風15号（令和元年房総半島台風） ・令和元年台風19号（令和元年東日本台風） ・令和2年7月豪雨 ・令和2年9月豪雨 ・令和3年7、8月豪雨 ・令和5年台風7号 ○対応等 ・河川整備の計画規模を超える豪雨 ⇒ハザードマップや降雨、河川水位等に基づく避難行動等による減災対策（ソフト） ・河川整備の計画規模の豪雨 ⇒河川整備によるはん濫防止等の防災対策（ハード） ※流域治水への転換を推進

災害区分	大規模自然災害による起きてはならない事象	想定するリスク
④ 土砂災害	・土石流、がけ崩れ等による死傷者の発生、住宅の倒壊 ・交通物流の寸断による孤立集落の発生	時間80mm以上の『猛烈な雨』等を伴う短期的・局地的豪雨 ○参考とする過去の事象 ・昭和 62 年台風 19 号（県中部） ・平成 19 年豪雨（若桜町、琴浦町） ・平成 28 年台風 10 号豪雨 ・平成 29 年 7 月九州北部豪雨 ・平成 30 年 7 月豪雨 ・平成 30 年台風 24 号 ・令和元年台風 19 号（令和元年東日本台風） ・令和2年9月豪雨 ・令和3年7、8月豪雨 ・令和5年台風7号 ○対応等 ・ハザードマップや降雨等に基づく警戒避難行動、

		土砂災害防止法に基づく土地利用規制等による減災対策（ソフト） ・土砂災害防止施設整備による「がけ崩れ」「土石流」「地すべり」の防止（ハード）
⑤ 豪雪・ 暴風雪	・なだれや建物倒壊による死傷者の発生 ・幹線の物流寸断による経済活動の停滞 ・積雪による迂回路がない集落の孤立化	○参考とする過去の事象 ・昭和59年豪雪 ・平成23年豪雪 ・平成29年豪雪 ・令和2年12月豪雪 ・令和5年1月豪雪 ○過去の事象を踏まえた方向等 ・積雪状況に応じた避難行動、倒木・電柱倒壊時における中電・N T T等の連携強化等（ソフト） ・交通・物流ネットワーク確保のための関係機関が連携した除雪（ハード）
⑥ 渇水	・渇水による用水供給の停止	○参考とする過去の事業 ・平成17年～令和元年間の日野川流域渇水に伴う取水制限 ○対応策 ・関係者による情報共有による取水制限、代替水源としての地下水活用等（ソフト） ・上水道、工業用水道の耐震化及び農業用水利施設の保全整備等（ハード）

県外における想定する自然災害リスク

災害区分	大規模自然災害による起きてはならない事象	想定するリスク
⑦ 南海トラフ地震	・西日本にわたる広域的な被害 ・多数の死傷者、建物の倒壊流出等、多大な経済損失 ・被災地への復旧支援の遅延 ・太平洋側の社会経済システムのバックアップ機能の喪失	平成25年5月に中央防災会議が最終報告した地震・津波規模 （南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ）

2. リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

大規模自然災害に対して、8つの「事前に備えるべき目標」を脅かす「起きてはならない最悪の事態」について設定する。本計画では、県地域計画で設定されている31の「起きてはならない最悪の事態」を参考に、本地域の地理的・地形的特性、気候的特性、社会経済的特性を踏まえ、**29の「起きてはならない最悪の事態」**を設定する。

なお、各町に該当するリスクシナリオは以下のとおり。

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態(31項目)	三朝町	湯梨浜町	琴浦町	北栄町
Ⅰ. 人命の保護が最大限図られる	1. 直接死を最大限防ぐ(人命保護)	1-1 地震による建物・交通施設等の倒壊や火災による死傷者の発生(住宅密集地、不特定多数施設含む)	●	●	●	●
		1-2 津波による死傷者の発生	—	●	●	●
		1-3 ゲリラ豪雨等による市街地の浸水	●	●	●	●
		1-4 土砂災害等による死傷者の発生	●	●	●	●
		1-5 豪雪・暴風雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生	●	●	●	●
		1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で死傷者の発生	●	●	●	●
	2. 救助・救援、医療活動の迅速な対応、被災者等の健康・避難生活環境の確保	2-1 被災地での食料・飲料水等物資供給の長期停止(避難所の運営、帰宅困難者対策含む)	●	●	●	●
		2-2 長期にわたる孤立集落等の発生(豪雪による孤立等を含む)	●	●	●	●
		2-3 救助・救援活動等の機能停止(絶対的不足、エネルギー供給の途絶)	●	●	●	●
		2-4 医療機能の麻痺(絶対的不足、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶)	●	●	●	●
		2-5 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	●	●	●	●
	3. 行政機能の確保	3-1 市町村等行政機関の機能不全	●	●	●	●
	4. 情報通信機能の確保	4-1 情報通信機能の麻痺・長期停止(電力供給停止、郵便事業停止、テレビ・ラジオ放送中断等)	●	●	●	●
	Ⅲ. 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化	5-1 地域競争力の低下、県内経済への影響(サプライチェーンの寸断、エネルギー供給の停止、金融サービス機能の停止、重要産業施設の損壊等)	●	●	●	●
		5-2 交通インフラネットワークの機能停止	●	●	●	●
		5-3 食料等の安定供給の停滞	●	●	●	●
		5-4 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響	●	●	●	●
	Ⅳ. 迅速な復旧復興	6-1 電力供給ネットワーク等機能停止(発電所、送配電設備、石油・ガスサプライチェーン等)	●	●	●	●
		6-2 上下水道・工業用水等の長期間にわたる供給・機能停止(用水供給の途絶、汚水流出対策含む)	●	●	●	●
		6-3 地域交通ネットワークが分断する事態(豪雪による分断を含む)	●	●	●	●
	7. 二次災害の防止	7-1 大規模火災や広域複合災害の発生	●	●	●	●
		7-2 ため池、ダム等の損傷・機能不全による二次災害の発生(農地・森林等の荒廃による被害を含む)	●	●	●	●
		7-3 有害物質の大規模拡散・流出	●	●	●	●
		7-4 風評被害等による県内経済等への甚大な影響	●	●	●	●
	8. 迅速な復旧・復興	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	●	●	●	●
		8-2 復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	●	●	●	●
		8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大	●	●	●	●

			幅に遅れる事態				
	8-4	基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態		●	●	●	●
	8-5	長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態		●	●	●	●

29の「起きてはならない最悪の事態」それぞれに対する「被害の様相」を以下に示す。

基本目標	事前に備えるべき目標	災害事象	被害の様相				
I. 人命の保護が最大限図られる II. 県及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される III. 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 IV. 迅速な復旧復興	1. 直接死を最大限防ぐ（人命保護）	地震	1-1	地震による住宅等の倒壊や火災による死傷者の発生 住宅密集都市街地における火災の延焼			
		津波	1-2	津波による死傷者の発生や建物の倒壊・流出			
		豪雨	1-3	ゲリラ豪雨等による河川氾濫や排水機能停止による浸水被害			
		土砂	1-4	土石流、崖くずれ、地すべりに伴う死傷者の発生、住宅の倒壊			
		豪雪	1-5	なだれや建物倒壊に伴う死者数の発生 交通麻痺や孤立集落の発生			
		全般	1-6	津波発生等災害時における住民の避難行動の遅れ			
	2. 救助・救援、医療活動の迅速な対応、被災者等の健康・避難生活環境の確保	全般	2-1	物資供給ルートの途絶による支援物資の供給停止			
		全般	2-2	道路寸断に伴う孤立集落の発生			
		全般	2-3	救助・救援車両への燃料供給の途絶に伴う活動停止			
		全般	2-4	停電による医療機関等の機能停止			
		全般	2-5	避難所における疫病・感染症の発生と拡大			
	3. 行政機能の確保	全般	3-1	職員の参集困難に伴う初動対応の低下、市町村行政機能の停止			
	4. 情報通信機能の確保	全般	4-1	停電や施設被害による情報通信機能の停止			
	5. 地域経済活動の維持	全般	5-1	被災企業における業務の停止 サプライチェーンの構成企業間における業務継続困難			
		全般	5-2	交通インフラの被災による物流の途絶			
		全般	5-3	物流の途絶による食料品等の供給不足			
		全般	5-4	異常渇水による用水供給の停止			
	6. ライフラインの確保及び早期復旧	全般	6-1	発電所の被災や送電線の分断などによる電力供給の停止			
		全般	6-2	上水道施設の被災による用水供給の停止 下水道施設の被災によるトイレ使用不可、衛生環境の悪化			
		全般	6-3	交通関連施設被害による交通ネットワークの分断			
	7. 二次災害の防止	地震	7-1	延燃拡大による市街地の大規模火災の発生 沿道建築物の倒壊による道路閉鎖とそれに伴う交通支障の発生			
		地震豪雨	7-2	ダム等の決壊による下流域への被害の発生			
		全般	7-3	有害物質の拡散・流出による被害の発生			
		全般	7-4	農業や観光に影響を及ぼす風評被害の発生			
	8. 迅速な復旧・復興	全般	8-1	災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の遅れ			
		全般	8-2	建設業関連など人材の不足による復旧・復興の遅れ			
		全般	8-3	貴重な文化財等の喪失 長期避難生活による地域コミュニティの崩壊			
		全般	8-4	緊急輸送道路の損壊等による復旧・復興活動の遅れ			
		津波豪雨	8-5	液状化や地盤沈下の場所に津波の襲来による長期間の浸水			

3. 施策分野の設定

「起きてはならない最悪の事態」に陥らないために必要な多数の施策を念頭に、これらが属するものとして「個別施策分野」を設定する。また、各目的の早期の実現、多面的な視点からのアプローチを図るため、施策同士を効率的・効果的に組み合わせるため、「横断的分野」を設定する。

なお、横断的分野は、持続的な社会経済システムの構築に向け、共助社会の実現、社会インフラの老朽化、新産業分野の開発に備えたもののほか、「鳥取県令和新時代創生戦略」で示されている目標に向けた人口減少対策、国の基本計画に追加された人材育成、官民連携も加えて設定した。

【個別施策分野】

- ①行政機能分野（行政機能/警察・消防等）
- ②住環境分野（住宅・都市、環境）
- ③保健医療・福祉分野
- ④産業分野（エネルギー、金融、情報通信、産業構造、農林水産）
- ⑤国土保全・交通分野（交通・物流、国土保全、土地利用）

【横断的分野】

- ①リスクコミュニケーション分野
- ②老朽化対策分野
- ③研究開発分野
- ④人口減少対策分野
- ⑤人材育成分野
- ⑥官民連携分野
- ⑦デジタル活用分野

V 脆弱性評価

1. 脆弱性評価の考え方

（1）脆弱性評価の意義

大規模自然災害等に対する脆弱性を評価することは、本地域の強靱化に関する施策を策定し、推進する上での必要不可欠なプロセスである。

※基本法第九条第五項

「国土強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、大規模自然災害等に対する脆弱性の評価を行うこと」

本地域の脆弱性を評価することにより、以下を把握することができる。

① 脆弱性を知る

脆弱性評価により、大規模自然災害に対して現状のどこに問題があるのか、どこが弱点となっているのかなど、地域における脆弱性を分野横断的、総合的に改めて検討することにより、国土強靱化地域計画の策定主体がなすべき取組と、当該策定主体のみでは困難な取組等が明らかになり、地域の強靱化を推進すべき策定主体等との間で、危機感と取組みの必要性を共有することができる。

② 重点化・優先順位を明らかにする

脆弱性評価の結果を踏まえながら、地域特性に応じた影響の大きさや緊急度並びに現在有している資源等を考慮して、より客観的な形で重点化・優先順位付けを行い、明らかにすることとなる。

③ 自助・共助・公助の適切な役割分担と連携を認識する

県と町、民間事業者、地域住民等も参画して計画を策定することにより、それぞれの主体が自助・共助・公助の適切な役割分担と連携の重要性を認識し、その共有を通じて事前防災及び減災のための取組みを一体的に推進できる。

(2) 脆弱性評価の流れ

脆弱性評価は以下に示すフローにより実施する。なお、【STEP 2】、【STEP 3】は先述した「計画策定の流れ」で示したものである。

STEP2 「最悪の事態」・施策分野の設定

1. 想定する大規模自然災害の抽出
【県内】地震、津波、豪雨・暴風雨、土砂災害、豪雪・暴風雪
【県外】南海トラフ地震
2. 「起きてはならない最悪の事態」の設定
8つの「備えるべき目標」を損なう29のリスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」を設定する。
3. 施策分野の設定
「起きてはならない最悪の事態」に陥らないための取組分野として、「個別施策分野」と「横断的分野」を設定する。

●個別施策分野	●横断的分野
①行政機能分野	①リスクコミュニケーション分野
②住環境分野	②老朽化対策分野
③保健医療・福祉分野	③研究開発分野
④産業分野	④人口減少対策分野
⑤国土保全・交通分野	⑤人材育成分野
	⑥官民連携分野
	⑦デジタル活用分野



STEP3 脆弱性の評価、課題検討

4. 現行施策の評価と課題の抽出
 - 現状調査**
「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、県等が実施している取組を調査・整理し、進捗状況を示す指標を選定する。
 - 現状分析**
県等の取組について、現状の進捗状況や達成度を把握し、現状分析を行い、課題を抽出する。
 - 脆弱性評価まとめ**
29の「起きてはならない最悪の事態」、「横断的分野」毎に課題の取りまとめを行い、重要業績指標の現況値を把握する。

図—12 脆弱性評価の流れ

2. 現行施策の評価

施策の評価は、前述した【STEP 1】の基本目標を実現するための社会経済システムを構築する上で必要となる要件としての8つの事前に備えるべき目標と、【STEP 2】の「起きてはならない最悪の事態」に基づき、本地域の脆弱性を評価するものであり、「起きてはならない最悪の事態」に対して、設定した施策分野における取組み状況を把握して弱点を洗い出し、課題を抽出するものである。

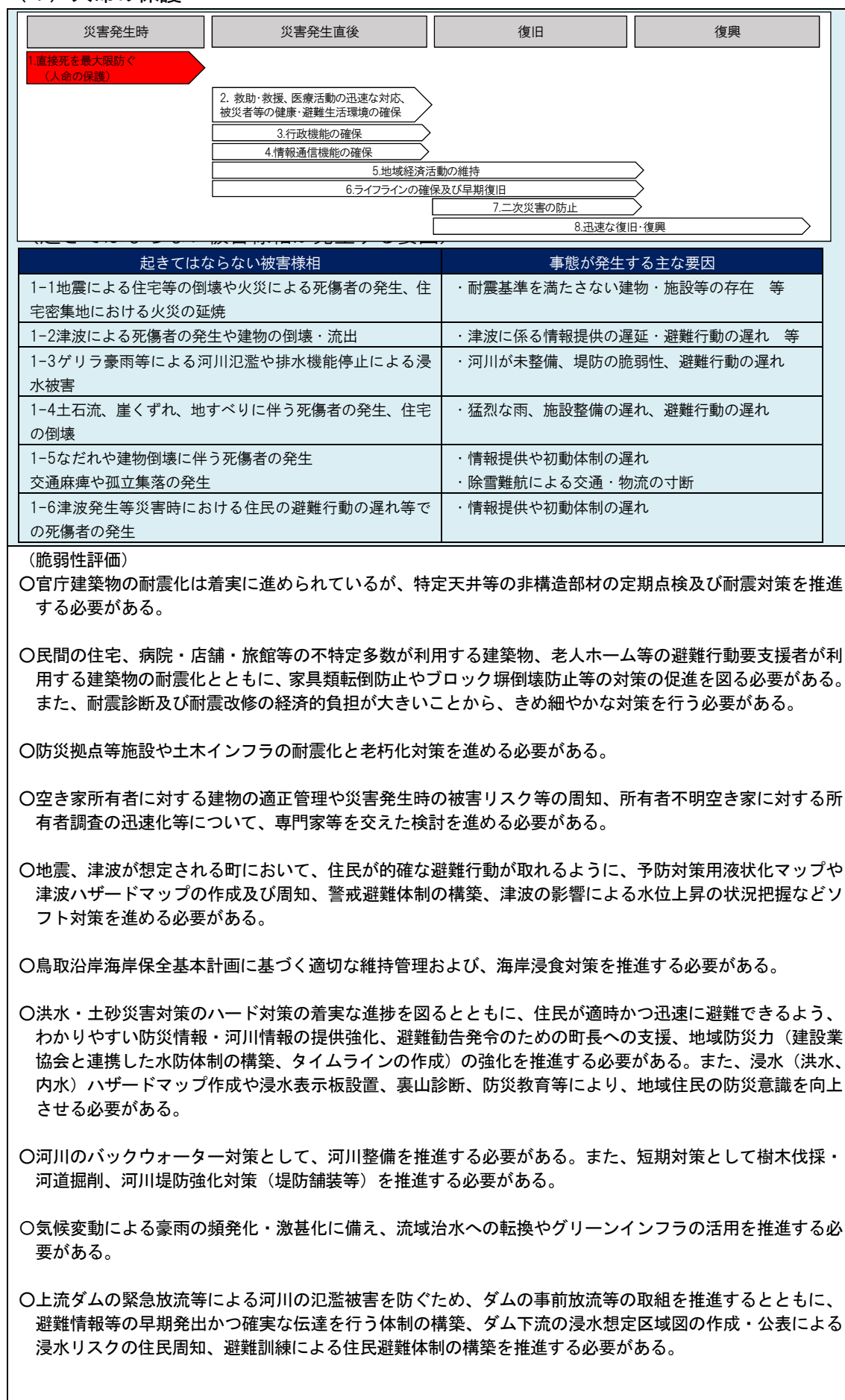
なお、限られた資源で効率的・効果的に強靱化を進める観点から、特定の施策分野に偏っていないかという点や施策分野の間で連携して取り組むべき施策が存在しないかなどの点を確認する必要がある。

前章で設定した29の「起きてはならない最悪の事態」毎に、事態回避に資する現行施策を抽出し、その対応について、脆弱性評価を実施した。その結果を〔別紙1 脆弱性評価結果〕に示す。災害が発生した場合、災害発生時、発生直後、復旧、復興の時間的な流れを持っており、8つの「事前に備えるべき目標」は以下のような時間軸に該当する。

災害発生時	災害発生直後	復旧	復興
1. 人命の保護			
	2. 救助・救援、医療活動の迅速な対応、被災者等の健康・避難生活環境の確保		
	3. 行政機能の確保		
	4. 情報通信機能の確保		
	5. 地域経済活動の維持		
	6. ライフラインの確保及び早期復旧		
		7. 二次災害の防止	
		8. 迅速な復旧・復興	

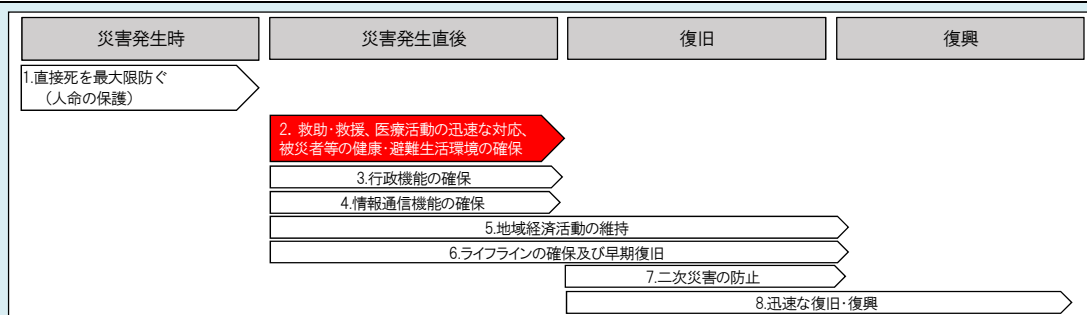
上記を踏まえ、8つの「事前に備えるべき目標」毎に、脆弱性評価結果の概要を以下にまとめる。

(1) 人命の保護



- 災害発生時の緊急対応を強化するため、傷害保険の規定を追加するなど災害時応援協定の充実を図る必要がある。
- 避難行動を円滑に行うため、避難路となる道路の防災・減災対策や機能強化を図るとともに孤立集落の発生を防止する必要がある。
- 除雪を確実に行うための除雪機械の充実や民間委託を含めた除雪体制の強化が必要である。また、除雪による倒木や電柱等の倒壊による孤立集落が発生した場合に孤立状態の早期解消を図るため、道路啓開体制の確保や、災害時における中電及び NTT 等との連携及び連絡体制の確認を行う必要がある。
- 外国人観光客を含む要配慮者の迅速な情報伝達や、避難誘導の体制を確立するとともに、ホテル・旅館、観光地などの観光関連施設における防災対策が必要である。また、各種自然災害に備え、関係機関が連携した防災・避難訓練を実施する必要がある。

(2) 救助・救援、医療活動の迅速な対応、被災者等の健康・避難生活環境の確保



(起きてはならない被害様相が発生する要因)

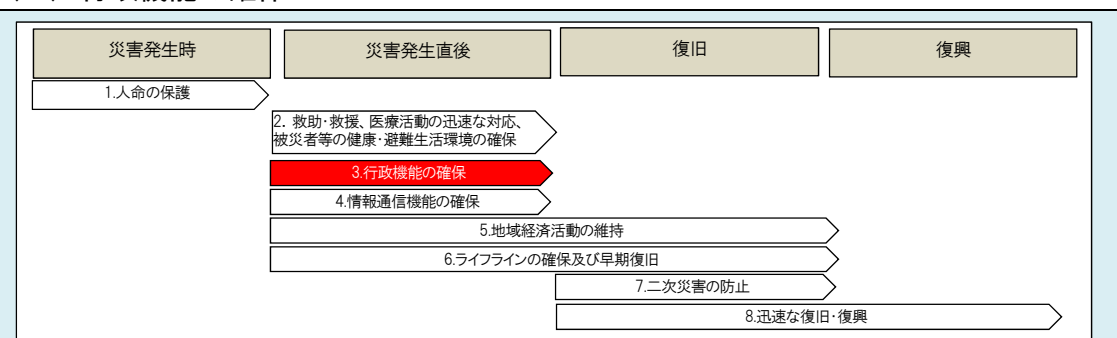
起きてはならない被害様相	事態が発生する主な要因
2-1 物資供給ルートの途絶による支援物資の供給停止	・被害者の増大による相対的供給不足、救助・救援要員の不足
2-2 道路寸断に伴う孤立集落の発生	・供給ルート途絶による、救助・救援、資機材、人員の不足
2-3 救助・救援車両への燃料供給の途絶に伴う活動停止	
2-4 停電による医療機関等の機能停止	・消防等の施設の被災による活動等の困難 ・停電による医療機関等の機能停止
2-5 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	・劣悪な避難所環境、不十分な健康管理 ・避難所での疾病・感染症の発生・拡大

(脆弱性評価)

- 災害時における物資の適正な備蓄量確保や調達体制、救援物資の受入体制の機能強化を行う必要がある。また、既に締結している民間企業との食料調達や生活関連物資調達に係る協定を踏まえ、対応手順等の検討や食糧供給訓練や支援物資輸送訓練等により、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高めていく必要がある。
- 孤立集落発生を防止するための道路の減災・防災対策や機能強化に加え、道路が被災した場合においても道路ネットワークの代替性の強化を図る必要がある。また、降雪や台風等による倒木や電柱等の倒壊の被害を最小限に抑えるため、県、事業者等と連携して、危険木の事前伐採を推進し、たとえ孤立集落が発生したとしても、孤立状態の早期解消を図るため、道路啓開体制の確保や、災害時における中電及び NTT 等との連携及び連絡体制の確認を行う必要がある。
- 孤立発生時に孤立地域と連絡がとれるよう、災害時でも使用可能な通信手段を確保するとともに、孤立が長期化する場合を想定して食料等の備蓄の充実化が必要である。
- 孤立発生時に救助等の対応が適切に実施できるよう、孤立が予想される集落をあらかじめ特定するとともに、応急対策を実施する上で必要となる情報(居住者数、避難箇所、アクセス道路 等)を把握し、あらかじめ孤立可能性集落ごとの対応方針を整理しておく必要がある。

- 活動能力向上のための消防防災ヘリコプター及び関係資機材の整備と他県等との連携体制の充実を図るとともに、孤立予想集落における連絡通信体制の整備などを図る必要がある。また、西部圏域の緊急消防援助隊や消防防災ヘリの活動拠点となり得る消防学校において、必要な施設整備・資機材整備を進める必要がある。
- 消防団員と自主防災組織の災害対応力強化のための人材育成（特に、防災士をはじめとする地域防災リーダーや避難所の運営リーダー）、装備資機材等の充実・強化、消防局の消防車両等資機材整備など、機能強化を図る必要がある。
- 災害に対する強靱性の向上につながる再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギー設備に関する整備等を支援する必要がある。また、孤立集落の解消等に向けた効率的な活動を確保するため、通信基盤・施設の堅牢化・高度化を図る必要がある。
- 災害直後からの医療機関、福祉施設の業務継続を図るため、業務継続計画（BCP）等の策定を推進する必要がある。
- 災害発生時の医療体制を確立するため、災害医療に携わる人材の確保が必要である。また、広域的かつ大規模な災害の場合、大量に発生する負傷者に対して、地域の医療機関の活用も含めた適切な医療機能のあり方について、官民で検討する必要がある。
- 車中泊等によりエコノミークラス症候群の発症が懸念されるため、防止体制の強化を図る必要がある。また、被害後の精神疾患に伴う自殺や急性心筋梗塞などの地震関連死が懸念されることから、十分なケアができる体制を構築する必要がある。
- 災害時における新型コロナウイルス感染症への対応のため、避難所における飛沫感染防止対策、マスク・消毒液等感染症対策に必要な物資の備蓄等を行うとともに、感染症が流行している状況下での適切な避難方法について、県民へ周知、啓発する必要がある。

（３）行政機能の確保



（起きてはならない被害様相が発生する要因）

起きてはならない被害様相	事態が発生する主な要因
3-1 職員の参集困難に伴う初動対応の低下、町村行政機能の停止	・庁舎の損壊や行政機能、防災拠点の機能停止 ・災害時に最低限必要な人員の参集不能

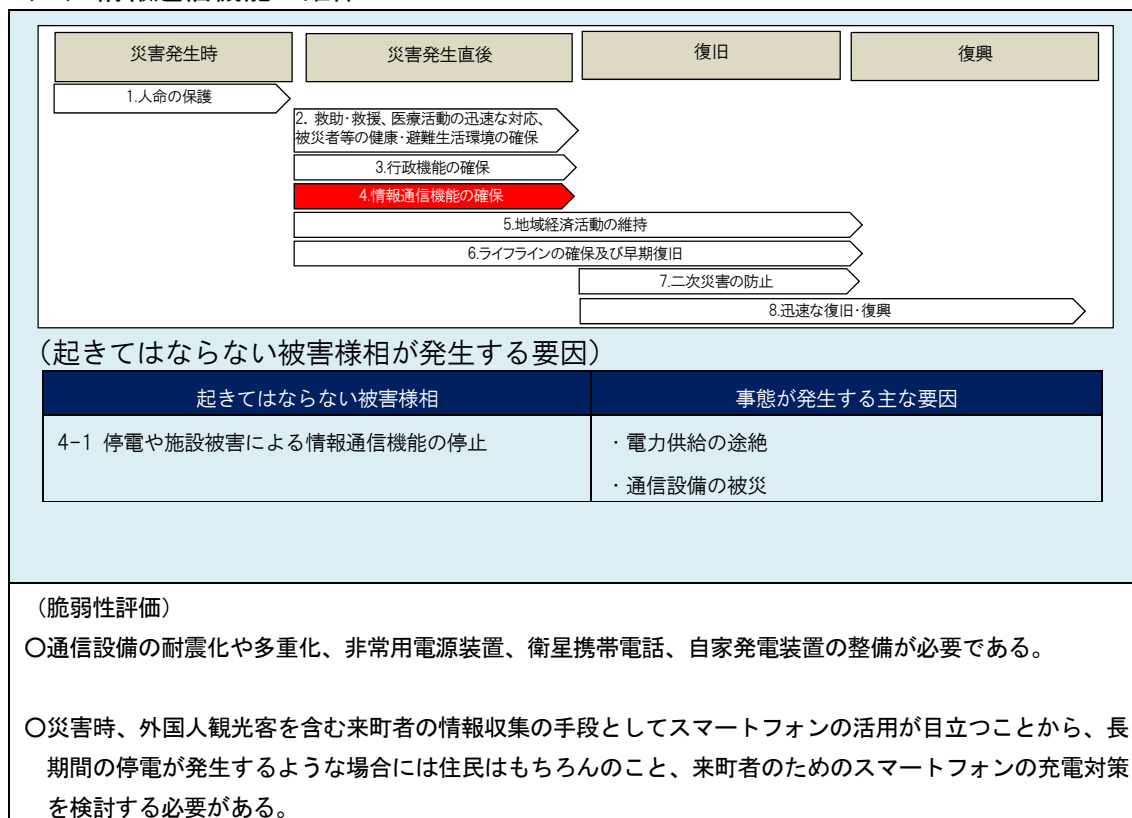
（脆弱性評価）

- 災害発生時における行政機能、防災拠点としての機能確保のため、庁舎等の耐震化、耐災害性（浸水対策、停電対策、代替施設の確保等）の強化を推進する必要がある。
- 被災者支援におけるマイナンバーカードの活用等、行政のデジタルトランスフォーメーションの取組を進める必要がある。
- 基幹システムのひとつである庁内 LAN や情報ハイウェイのシステムを維持するとともに、デジタルトランスフォーメーションに合わせた情報通信基盤の整備を強化する必要がある。また、エネルギーインフラの途絶があっても、機能が維持できるように自家発電設備など自立分散型エネルギーの配置が必要である。

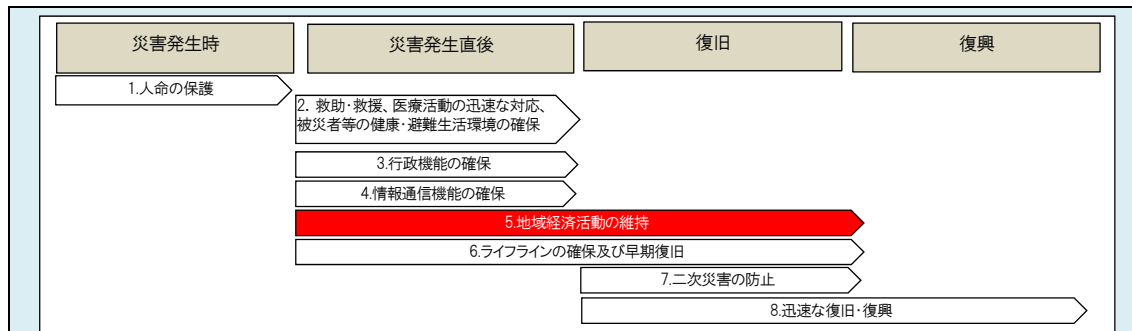
○災害発生時における行政機能維持、防災拠点としての機能確保のため、各町役場施設等の耐災害性（浸水対策、停電対策、防火対策等）の強化、代替施設の確保等を推進する必要がある。

○鳥取県中部地震や大雪、平成30年7月豪雨など、頻発する大規模災害へ適切に対応できるよう、各行政機関におけるBCPの検証・見直し、実効性確保のための取組が必要である。

（４）情報通信機能の確保



(5) 地域経済活動の維持



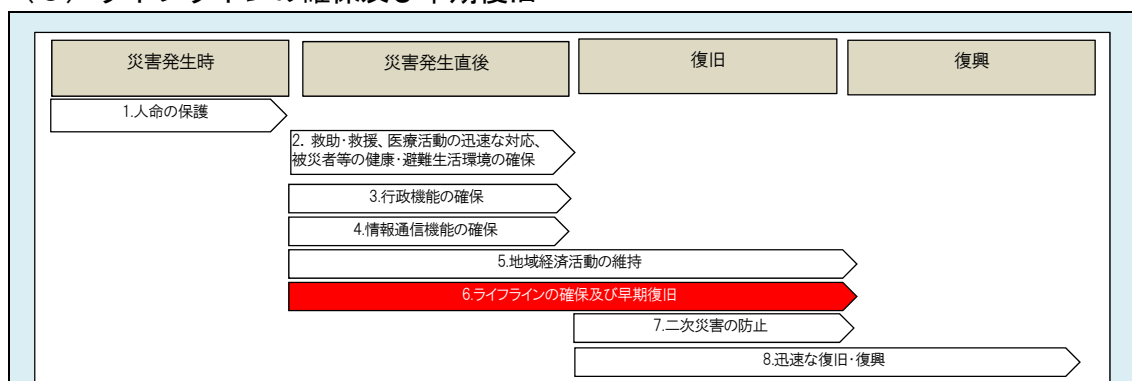
(起きてはならない被害様相が発生する要因)

起きてはならない被害様相	事態が発生する主な要因
5-1 被災企業における業務の停止 サプライチェーンの構成企業間における業務継続困難	・工場・事業所等の被災 ・災害時の対応力の不足等 ・エネルギー供給源の被災
5-2 交通インフラの被災による物流の途絶	・物流ルートの寸断 ・交通基盤の被災による機能停止 ・交通の代替性が確保できない状況
5-3 物流の途絶による食料品等の供給不足	・生産基盤等の被災
5-4 異常渇水等による揚水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響	・渇水による供給可能揚水の不足 ・上下水道、農業・工業用水、発電関係用水関係施設の被災

(脆弱性評価)

- 商工会と行政機関において災害時に必要となる物資の調達等の支援に関する協定を締結する必要がある。
- 緊急輸送道路とネットワークを形成する町道の整備を促進する必要がある。
- 食料等の調達体制の機能強化（調達先や調達手段の複数化等）を行う必要がある。
- 円滑な食料供給を維持するため、農道等の防災対策を推進する必要がある。
- 物資輸送ルートについて、道路等の寸断に備え、陸海空の複数の輸送による代替経路（複数輸送ルート及び代替機能）を確保する必要がある。
- 地震による給食センターの機能停止により、長期間学校への給食供給ができなくなることが懸念されるため、給食センターの耐震化を推進する必要がある。
- 豪雪による道路機能まひにより、スーパー・コンビニなど食料品が不足するため、食料品不足における支援体制の検討が必要である。また、道路機能がまひしないように、速やかな除雪を実施するための体制強化が必要である。

(6) ライフラインの確保及び早期復旧



(起きてはならない被害様相が発生する要因)

起きてはならない被害様相	事態が発生する主な要因
6-1 発電所の被災や送電線の分断などによる電力供給の停止	・ 電力、石油・L P ガス供給施設等の被災
6-2 上水道施設の被災による用水供給の停止 下水道施設の被災によるトイレ使用不可、衛生環境の悪化	・ 災害時の対応力の不足等
6-3 交通関連施設被害による交通ネットワークの分断	・ 供給ルート途絶

(脆弱性評価)

○農山漁村地域にある再生可能エネルギーが、その地域に必要なエネルギーとして消費できる様な地域づくりを支援する必要がある。

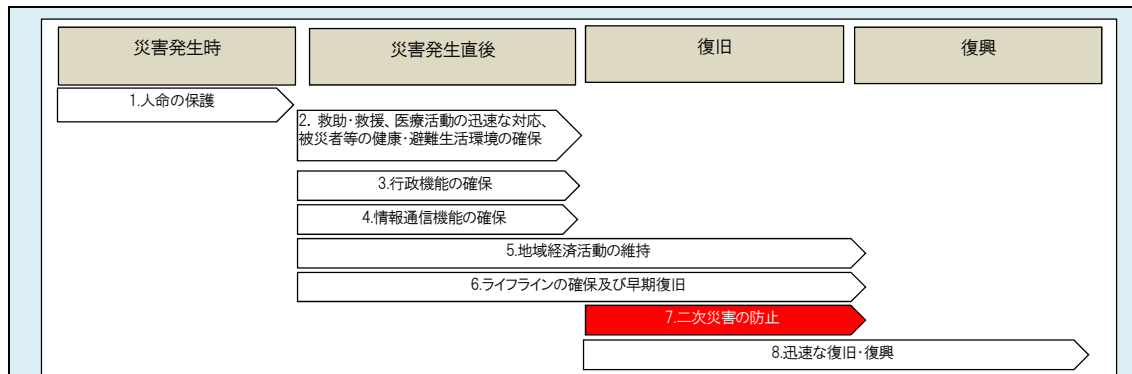
○大地震時に上水道及び下水道機能を確保するため、耐震化を図るとともに、広域における支援体制の整備が必要である。また、避難住民などに対する仮設トイレの供給体制の整備、簡易トイレの備蓄が必要である。

○除雪を確実にを行うための除雪機械の充実やスノーステーションの整備、オペレーターの養成・確保、民間委託を含めた除雪体制の強化が必要である。

○豪雪による道路機能まひにより、長時間車両の立ち往生が発生するため、除雪体制の強化だけでなく、ライブカメラによる道路状況の監視や、運転者への降雪時チェーン早期装着の啓発活動などの取組みも合わせて推進する必要がある。

○重要物流道路、緊急輸送道路の代替路、補完路としての町道整備を促進する必要がある。

(7) 二次災害の防止



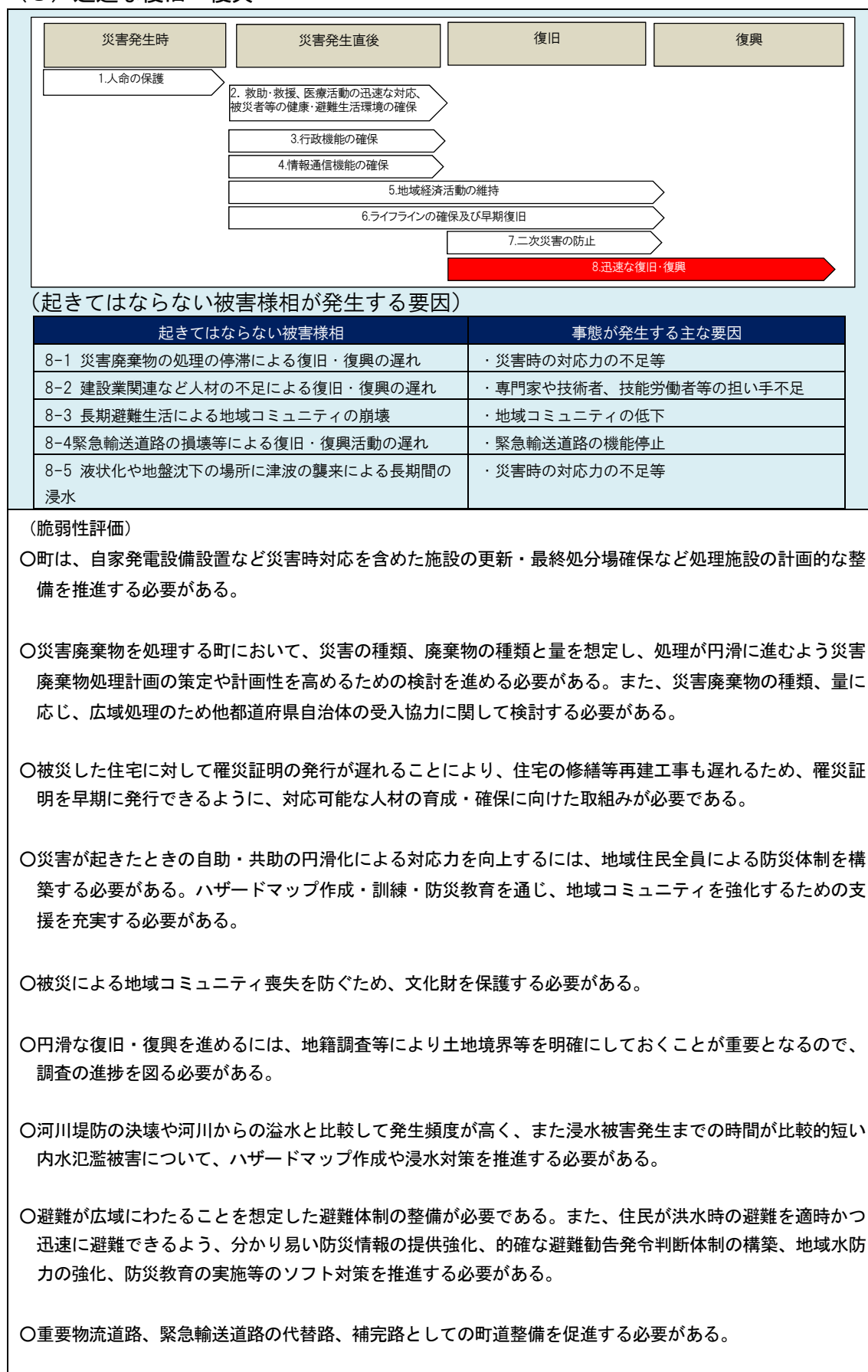
(起きてはならない被害様相が発生する要因)

起きてはならない被害様相	事態が発生する主な要因
7-1 延焼拡大による市街地の大規模火災の発生 沿道建築物の倒壊による道路閉塞とそれに伴う交通支障の発生	・ 地域コミュニティの低下
7-2 ダム等の決壊による下流域への被害の発生	・ ため池の耐震性不足等 ・ 農地農林の管理水準の低下 ・ 荒廃地等の山地災害発生リスクの増大
7-3 有害物質の拡散・流出による被害の発生	・ 災害時の対応力の不足等
7-4 農業や観光に影響を及ぼす風評被害の発生	

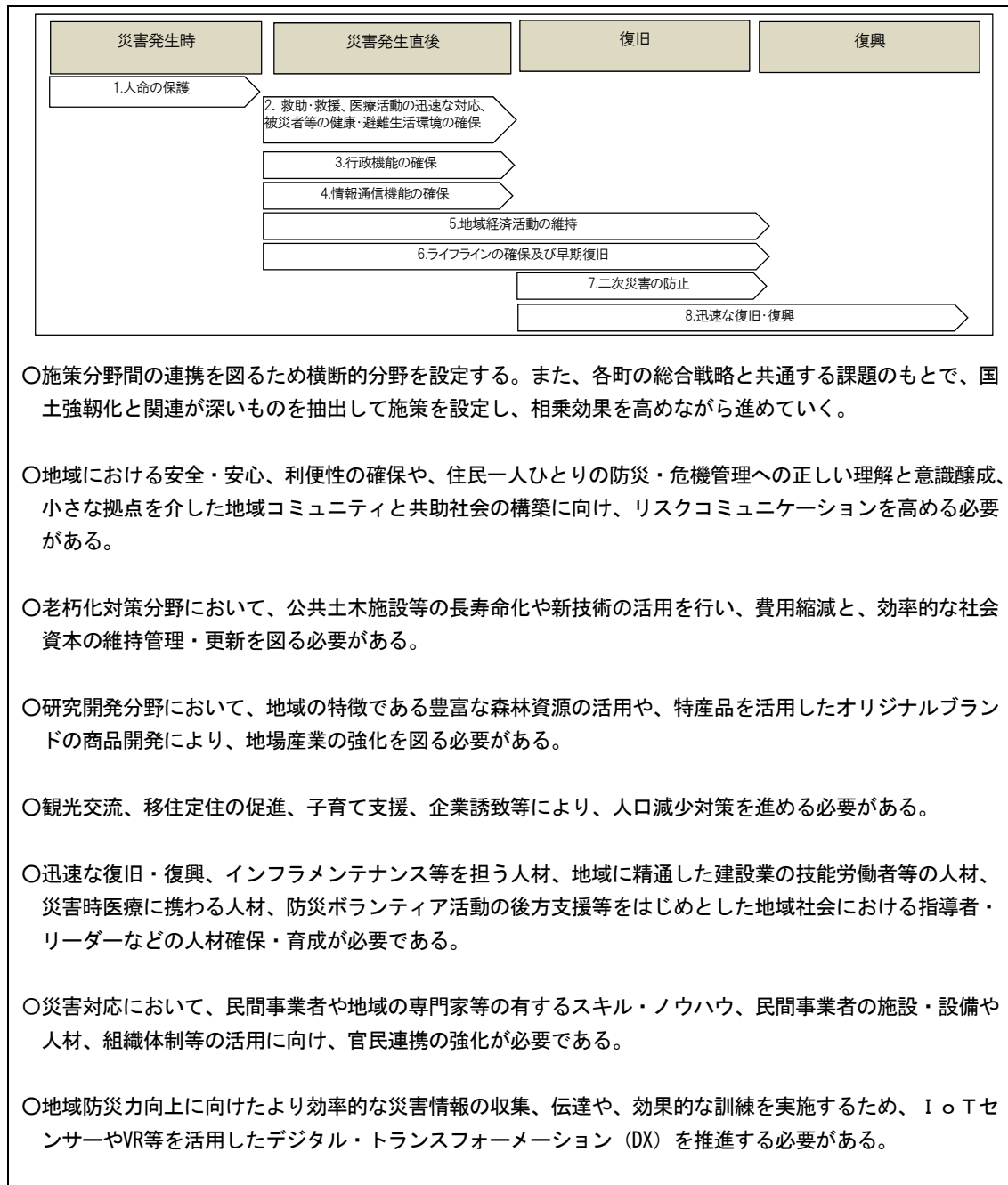
(脆弱性評価)

- 大規模火災の発生に備え、初期消火活動などで有効な消防団や自主防災組織を充実強化することが必要である。
- 地震後の火災の発生、延焼を防止するため、感震ブレーカーの設置や家具転倒防止対策等を促進する必要がある。
- 人家や公共施設へのリスクが高い重要ため池については、点検・耐震化検討に基づく対策を確実に進めるとともに、地域住民等の防災意識を向上させる必要がある。
- 近年、局地的豪雨の発生回数は増加傾向にあり、より効果的なダム操作や、放流時の下流域の住民への周知のあり方について検討する必要がある。
- 農地や森林が有する国土保全機能を維持するため、適切な保全管理が行える体制づくりや保全活動に対して、支援する必要がある。
- 流出事故等に対応するため、汚染・有害物質の種類に応じた事故対応マニュアル等により迅速に措置を講ずることとし、関係機関による訓練を通じて対応や体制・装備資機材の整備等を徹底する必要がある。
- 風評被害が発生した場合の対応手順等の検討や訓練等により、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高めていく必要がある。

(8) 迅速な復旧・復興



(9) 横断的分野



3. 脆弱性評価の総括

時系列での 29 の「起きてはならない最悪の事態」を想定し、関連する現行の施策（国、県、民間事業者など町以外の実施主体による取り組みを含む）の進捗状況や課題等を整理し、事態回避に向けた現行施策の対応力について分析・評価を行ったポイントは次のとおりである。

（１）地震・津波、水害・土砂災害へのハード・ソフト両面の一層の取り組みが必要

- ・鳥取県内では民間住宅の耐震化率は約 84% である。また、頻発・激甚化する水害・土砂災害に対するリスクが高まる中で、県管理河川の整備率は約 47%、土砂災害危険箇所の整備率は約 27% に止まるとともに、建設後 50 年以上経過するインフラが急増するなど老朽化が加速している。
- ・地域の災害特性に即し、最新の知見、最近の災害による被害状況を分析し、効果の高いハード整備の重点的な進捗を図るとともに、公共施設等総合管理計画の推進、浸水・内水を対象としたハザードマップの作成及び周知、土砂災害警戒情報の的確な提供など、ハード・ソフトの施策を組み合わせた一層の取り組みが必要である。また、気候変動による豪雨の頻発化・激甚化に備え、水防対策には流域治水への転換やグリーンインフラの活用を取り入れ、避難対策と連携して取り組む必要がある。
- ・豪雪対策として、除雪体制の強化などの取組も合わせて推進する必要がある。また、倒木や電柱倒壊時の道路啓開体制の確保や、中電及び NTT 等との連携が必要である。

（２）地域防災力向上や避難行動要支援者等の避難に係る連携強化など自助・共助の充実が必要

- ・高齢化が進展する中で、消防団とも連携しつつ確かな避難行動や自主防災組織の充実強化など、地域住民の自助・共助、並びに企業・団体による防災教育・防災訓練の実施や B C P（業務継続計画）の作成と推進など事業者の自助・共助を促進し、地域防災力の向上を進める必要がある。
- ・避難行動要支援者の状況把握と避難支援体制の整備（支え愛マップの作成を含む）、避難行動要支援者利用施設に係る避難確保計画策定と避難訓練の実施、情報伝達の迅速化など、関係者連携強化など自助・共助の更なる充実が必要である。
- ・平成 30 年 7 月豪雨を教訓とし、行政と地域が連携して避難体制の構築、切迫性のある情報発信、避難所等の環境整備を図ることが必要である。
- ・「積極的な避難」をこれからの常識とするため、住民一人一人が自らの命は自ら守るという避難行動の意識構築に向けた取組が必要となる。

（３）行政機能や経済活動の機能維持に向けた一層の取り組み強化が必要

- ・行政機能の喪失を防ぐため、建物の耐震化、業務継続計画の実効性向上を着実に推進するとともに、浸水想定区域にある建築物については非常用電源の高層階設置等を推進する必要がある。
- ・ライフライン（電気、通信、ガス、水道）の耐震化等による被災リスクの軽減や、事業所や金融機関等の事業継続体制の構築、再生可能エネルギーの導入促進など、経済活動の機能維持に向けた一層の取り組み強化が必要である。
- ・行政のデジタルトランスフォーメーションの取組や、それに伴う情報通信基盤の整備強化を進める必要がある。
- ・サプライチェーンの国内回帰や多元化により、サプライチェーンを維持する取組強化が必要である。

（４）人口減少社会の克服に向けた平時の取り組みである地方創生総合戦略の推進が必要

- ・日本創成会議によると、2040 年には本県で消滅可能性都市が 13 町発生（東伯郡では湯梨浜町を除く 3 町が該当）するとの推計が公表されている。
- ・このまま少子化対策を講じなければ、中山間地域の荒廃と水害の増加、インフラの維持管理水準の低下、若年者の減少による担い手不足など、人口減少は本地域の脆弱性を加速させる要因となる。このため、各町の地方創生総合戦略と本計画が連携し、相乗効果を発揮することが不可欠である。

（５）民間等との協働、地域間の連携強化、国、県の施策の積極的な活用が不可欠

- ・ 本地域の国土強靱化を推進するためには、民間事業者の主体的な取組みが不可欠である。民間事業者は、自社の事業活動の継続、地域や社会への貢献、イノベーションの創造などの取組みを促進する必要がある。
- ・ 人口減少社会やポストコロナ時代において国土強靱化を支えていくためには、Society5.0時代の超スマート社会の実現を目指す必要があり、民間との連携・協働が不可欠である。
- ・ 南海トラフ地震、首都直下地震等の対応は、広域的な見地から地域間の連携による対応が不可欠である。また、財政状況が厳しい中、本地域の脆弱性の克服に向けた施策プログラムを推進するためには、国や県の施策について積極的な活用が不可欠である。

VI 強靱化のための取組み

1. 国土強靱化に向けた方向性

施策プログラムは、本地域の強靱化に向け、それぞれの「起きてはならない最悪の事態」毎に、これを回避するために何をすべきかを念頭に置きながら、以下の施策の方向性に留意して設定する。

①持続可能で強靱な地域づくりによる SDG s 達成の推進

国土強靱化は、地方創生の取組と連携し、相乗効果を発揮しながら推進していく必要がある。各町の地方創生総合戦略では、SDG s の理念を盛り込み持続可能な地域社会の実現を目指す姿としており、国土強靱化計画の目標である「持続可能で強靱な地域づくり」を進めることが SDG s の推進に繋がることから、SDG s ゴールの達成に向けて取組みを推進していく必要がある。

<関連する SDG s ゴール>

- ・ SDGs ゴール 11：「住み続けられる まちづくりを」都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする
- ・ SDGs ゴール 13：「気候変動に具体的な対策を」気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る

②災害時における新型コロナウイルス感染症への対応

本地域では、新型コロナウイルス感染拡大の防止のために総力を挙げて取り組んでいるところであるが、このような中で大規模自然災害が発生した場合には、避難所等における新型コロナウイルス感染症対策が大きな課題となる可能性がある。このため、避難所の確保、避難所における飛沫感染防止対策、マスク・消毒液等感染症対策に必要な物資の備蓄などについて、取組みを推進するとともに、避難所以外の親類宅などへの分散避難の考え方など、感染症が流行している状況下での適切な避難方法について地域住民へ周知、啓発する必要がある。

③ハード・ソフトを組み合わせた多重防御による地域づくり（耐震化対策や老朽化対策の推進）

災害に強い地域づくりを進めていくため、災害リスクの評価と共有を行い、これを踏まえたソフト・ハードの組み合わせによる防災・減災対策の重点化を図る。

さらに、災害に強い地域づくりを進めるうえで、高度経済成長期に設置されたインフラのストック効果の継続的な発現を図るため、耐震化による機能強化と、効率的・効果的な予防保全による老朽化対策を行う。この対策に当たっては、インフラの特性や利用状況等を踏まえ、必要に応じ、更新等を行うほか、今後の社会的情勢の変化によっては、機能連携、用途変更、統廃合等を検討する。その際には、人が住み続けるうえで道路等のインフラは必要であり、県土の適切な管理のためには最低限のインフラは必要であるということを踏まえ、インフラ整備をフロー効果のみではなく、本来の機能であるストック効果で評価していく。また、公共施設等総合管理計画の推進により、長期的視点を持って維持管理・更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化を図り、持続可能な社会基盤の構築を図る必要がある。

また、豪雪対策として、除雪体制の強化と合わせて、道路状況の監視や、チェーン早期装着の啓発活動等の取組みも合わせて推進する。また、倒木や電柱等倒壊時の道路除雪・啓開体制の整備、中電及び NTT 等との連携強化を図る必要がある。

④交通・物流・人材ネットワークによる地域防災力の強化

本地域は中山間地が大部分を占め、高齢人口が増加する中、集落の過疎化も顕在化しており、これに伴う第 1 次産業の就業者数の減少は、農地、森林荒廃に伴う中山間地の多面的機能の損失によって、災害原因が拡大することが懸念される。中山間地域と都市を交通ネットワークでつないだ「小さな拠点」づくりを進め、行政・経済機能発現させる場とするとともに、災害時にはその地域の避難

所等の防災拠点としての機能を持たせることにより、要配慮者を支援する拠点等としての活用を検討する。

この「小さな拠点」をつなぐ交通・物流・人材のネットワークの形成において、緊急輸送道路となる地域高規格道路をはじめとした道路網の整備が不可欠である。さらに、都市間ネットワークにおける交通の結節点は、集中する物流・人流の安全で円滑な移動ための機能強化が必要である。

医療・福祉分野など、災害時に必要な人材の確保が必要である。

また、近年の若者、子育て世帯における「田舎暮らし」への関心に伴い増加傾向にある本地域への移住者は、中山間地の多面的機能の維持に向けた第1次産業等の新たな担い手として、また災害時における地域防災力の強化に必要な人材となる。

さらに、地域防災力の強化においては、防災教育により自ら考え行動する自助の啓発と、避難行動要支援者を地域住民で支援する共助の体制づくりが必要である。このためには、これらの新たな人材を含めて、地域における防災や避難所運営を行うリーダーの確保・育成や、支え愛マップの作成などによる自主防災活動を推進する必要がある。また、子どもから高齢者を含め、ボランティア協力を活用した地域コミュニティの再構築による、自助・共助社会の実現を進める必要がある。

⑤行政、情報通信、エネルギー等の代替性・多重性の確保

県内外で発生する大規模災害時には、救助・救援、医療活動等の迅速な対応のため、公有建築物の耐震化、自家発電施設の設置、情報通信機能の多重化、光ファイバーや5G（第5世代移動通信システム）などの超高速情報通信網の整備を含め、行政機能を継続していく必要がある。エネルギーについても地域住民の生活と地域経済を支える基幹インフラであることから、代替性・多重性を確保する必要がある。また、災害時のエネルギー供給源の多様化・分散化を推進するため、再生可能エネルギー等の活用が必要である。森林からの木材資源、豊富な水量と急流河川を活用した、木質バイオマス発電、小水力発電等の導入による代替性の推進が必要である。

⑥国、自治体に加え、民間の主体的な取り組み促進

災害時の社会経済システムが機能不全に陥らないためには、国、自治体による行政機能の継続のほか、地域住民の生活に直結した病院、店舗、金融機関等の民間の業務継続が不可欠である。このため、同時被災を免れた地域間の企業間連携による、代替性、多重性の確保のほか、業務継続に向けた取り組みが必要である。

⑦中部4町と倉吉市との更なる連携強化による防災体制の継続的な整備

消防、廃棄物処理、観光等に関する一部事務組合「鳥取中部ふるさと広域連合」により広域行政を推進している。広域行政により効率化が図られる事務の検討、及び施設老朽化に伴う更新等について倉吉市を含めた中部全体の地域防災力向上の観点からも推進していく必要がある。

→今後も中部1市4町が連携・協力することにより住民の安全と安心を確保する取り組みとして、継続的な合同避難訓練の実施等により相乗効果を高めていく必要がある。

⑧Society5.0 社会の技術の活用と国土強靱化のイノベーション

人口減少社会やポストコロナ時代の「新たな日常」において国土強靱化の推進を支えていくため、インフラ・防災・減災分野において、Society5.0時代の超スマート社会の実現を目指す。特に、デジタルトランスフォーメーションの流れを踏まえ、インフラ維持管理分野において先端技術やIoTネットワークの活用による効率化を推進していく必要がある。さらに、人工知能（AI技術）、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNS等のICTの技術とサービスの両面での進歩・革新を積極的に活用する必要がある。また、これら先端技術を扱う人材の育成が必要である。

2. 施策プログラムの設定

脆弱性評価の結果を踏まえ、今後、本地域の強靱化に向け、29の「起きてはならない最悪の事態」毎に、ハード、ソフト両面から取り組むべき施策プログラムを設定する。なお、町により該当する施策プログラムが異なるが、本計画においては4町を広域の自治体としてとらえ、共通の推進方針として記載している。

また、ここで設定した重要業績指標（KPI）の各町における現状と目標を別紙2に示す。

（1）直接死を最大限防ぐ（人命保護）

（多重防御）

- ・大規模自然災害の発生直後における人命保護の観点から、その被災原因の除去と被災範囲の最小化を図るため、被災リスクの評価と共有を図りながら、ハードとソフト対策を効果的に組み合わせた「多重防御」による地域づくりを推進する。

（地震・津波）

- ・民間の住宅、病院・店舗・旅館等の不特定多数が利用する建築物、避難所となる体育館など特定天井を有する施設、老人ホーム等の避難行動要支援者が利用する建築物の耐震化とともに、家具類転倒防止や天井などの非構造部材の落下防止対策、ブロック塀倒壊防止等の対策や、住宅密集地等の火災延焼等の防火・消火対策を促進する。
- ・災害に強いまちづくりを進めるため住宅・建築物安全ストック形成事業、狭あい道路整備等促進事業等を推進する。
- ・港湾、鉄道等の主要な交通施設のアクセス道路や緊急輸送道路の耐震化を促進する。
- ・震源毎の地震動予測や液状化危険度予測、建物被害予測等、地盤等の危険情報の共有・周知を推進する。
- ・倒壊による住民への被害はもとより、道路を遮断し緊急時の避難等の妨げとなる空き家、空き施設の実態調査及び除却を促進する。また、空き家による災害発生時のリスクを啓発する観点から、空き家所有者に対する建物の適正管理の周知や所有者不明空き家の所有者調査の迅速化等について、県と市町村とでつくる「鳥取県空き家対策協議会」や、町が有識者や地域の代表者等と話し合う場（空き家対策協議会等）で検討を行う。
- ・安全な避難所への迅速な避難を行うため、避難場所、避難路等の指定・整備を促進する。また、避難行動や消火・救助活動の妨げとならないよう、市街地等の幹線道路において必要な無電柱化を計画的に進める。
- ・大規模宅地造成地では地すべりや液状化による家屋被害が危惧されることから、その被害予測や宅地の耐震化対策に取り組む。
- ・関係機関の連携により、津波ハザードマップ、津波避難計画等を作成し、住民への周知を図るとともに、自助・共助体制の強化による迅速な警戒・避難行動の確保等、地域が一体となった対応力の向上を図っていく。
- ・これらの取組みにより、人命保護を最優先に、避難体制の整備等、ハード・ソフトの施策を組み合わせた多重防御による津波防災地域づくりを推進する。

（豪雨・水害）

- ・局地的豪雨や激甚化する水害に対して、国、県が行う河川整備や堤防機能強化等のハード対策を着実に推進し、被害の最小化を図る。また、浸水常襲地域においては、関係機関と連携して、排水機場の整備等の内水対策を併せて推進する。
- ・特に、洪水による影響が多大となる国管理河川（天神川）の計画的な整備や、浸水常襲や背水影響（バックウォーター）のある県管理河川（三徳川、由良川、東郷池等）の重点的な整備を進める。

- ・気候変動による豪雨の頻発化・激甚化に備え、あらゆる関係者（国・県・市町村・企業・住民等）による治水対策「流域治水」への転換を図る。
- ・自然環境の持つ防災・減災機能等を活用したグリーンインフラを推進する。
- ・洪水浸水想定区域における洪水ハザードマップの公表・周知とともに、水防訓練や水害版図上訓練等の実施により地域防災力の向上を図る。また、避難行動を円滑かつ迅速に行うため、降雨状況、河川水位等の洪水危険情報に対応した警戒避難体制の構築と住民への防災行政無線等を用いた分かり易く的確な情報の伝達・提供を行う。
- ・住民等の適切な避難行動のため、洪水ハザードマップの浸水深や洪水時の家屋倒壊危険ゾーンの設定等を踏まえた、立ち退き避難、次善の策である２階以上への垂直避難等、住民の適切な避難行動のため、地域防災マップの作成支援等の住民自らが防災対策を実践する取組みを推進する。
- ・さらに、想定し得る最大規模の降雨による洪水・内水の浸水想定区域図の作成及びこれに対応した各種ハザードマップの作成、浸水表示板設置等による住民への周知等のソフト対策を推進する。
- ・他機関連携タイムラインの拡充や水害タイムラインの作成と確認、建設業協会と連携した水防体制の構築等により水防体制の強化を図る。
- ・要配慮者利用施設の所有者・管理者による避難確保計画の策定や訓練実施を推進する。

（土砂災害）

- ・災害発生の危険性等の的確な情報伝達による早期避難のため、土砂災害警戒区域等に関する基礎調査結果による危険区域を明示し、土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域の指定に基づいて土砂災害ハザードマップ作成を促進する。
- ・降雨状況、土砂災害警戒情報等の時間経過に伴う危険度情報を、住民等へ分かり易く的確に提供し、住民の避難行動に繋がる情報発信を行う。
- ・土砂災害の種類や危険性等を知り、自らが命を守る意識を醸成するため、地域や企業等への出前講座、裏山診断、小中学生への防災教育等を推進する。
- ・土砂災害警戒区域等の指定や居住地の状況、土砂災害警戒情報等を踏まえた、立ち退き避難、次善の策である２階以上への垂直避難等の自主的かつ的確な避難行動のため、地域防災マップの作成支援等の住民自らが防災対策を実践する取組みを推進する。
- ・要配慮者利用施設の所有者・管理者による避難確保計画の策定や訓練実施を推進する。

（豪雪）

- ・暴風雪時において、通行規制等のリアルタイム情報を関係機関が迅速に共有し、道路管理体制の強化を図る。
- ・地域の交通・物流ネットワークの寸断や、車両の立ち往生に起因する死傷者の発生を防ぐため、関係機関が連携した除雪体制の確保により、緊急輸送道路等の除雪体制を強化し、円滑な冬期交通を確保するための対策を推進する。
- ・倒木や電柱等の倒壊による孤立集落が発生した場合に孤立状態の早期解消を図るため、道路啓開体制の整備、災害時における中電及びNTT等との連携を強化する。
- ・暴風雪時の道路啓開等を担う建設業の担い手確保・育成を図る。

（情報伝達等）

- ・河川水位の上昇や豪雨の発生状況等を的確に把握するため、鳥取県防災情報や鳥取県土砂災害警戒情報システム等の活用を図る。また、これらのシステムを活用し災害情報等に関する関係機関の情報共有と、住民への迅速な情報提供や、適切な避難情報の発出を図る。
- ・上流ダムの緊急放流等による河川の氾濫被害に対応するため、下流域住民へのダム放流に関する迅速な情報伝達を図り、早期の避難行動に対応できる体制を構築する。

- ・災害時に住民等の的確な避難行動を図る自助を促進するため、災害に係る避難勧告等の発令基準の明確化を進める。また、防災行政無線における戸別受信機等の情報伝達体制の整備や、テレビ地上波によるデータ放送等による迅速な情報提供等、さらに耐災害性の強化を図り、災害時にあっても確実かつ安定的な情報通信を行うことができるようケーブルテレビネットワーク光化を行う等、多様な手段による情報伝達の強化を図る。
- ・住民が自ら所有する携帯電話等の機器を、避難行動に向けた情報の入手に有効に活用してもらうため、機器の活用と理解について官民連携した取組みを進める。
- ・地方創生総合戦略の観光入込客数や外国人宿泊客数の目標等を踏まえ、外国人を含む観光客に対する災害情報の伝達体制の強化、観光関連施設におけるハード、ソフト両面からの防災対策等、災害時における観光客の安全確保に向けた取組みを推進する。
- ・高齢者や障がい者等の要配慮者に対して、手話を通じた防災サインの活用等の適切な情報伝達や避難体制の構築、平常時の見守り体制づくり等を推進する。
- ・大規模自然災害に対して、官民が一体となった防災体制を確保するため、危険情報を収集発信する施設整備のほか、自主防災組織による共助の活動や、避難行動要支援者を含めた円滑な避難誘導に向けた訓練を実施していく。

1-1	地震による建物・交通施設等の倒壊や火災による死傷者の発生 (住宅密集地、不特定多数施設含む)	【重点化】
-----	---	-------

(拠点施設、学校等の耐震化等)

- ・町施設の耐震化率 (行政機能/市町村)
- ・公立小中学校の耐震化率 (住環境/市町村)
- ・特定天井等非構造部材の定期点検等の対策 (行政機能/県・市町村)
- ・公立小中学校の建築物定期調査等の対策 (行政機能/市町村)
- ・公立学校における安全性に問題のあるブロック塀の撤去・改修 (行政機能/県・市町村)
- ・通学路における安全性に問題のあるブロック塀の撤去・改修 (行政機能/民間)
- ・緊急輸送道路と防災拠点のアクセス道路橋梁の耐震化率 (国土保全・交通/県)

(建築物の耐震化)

- ・住宅の耐震化率 (住環境/民間)
- ・住宅以外の多くの者が利用する住宅以外の建築物の耐震化率 (住環境/民間)
- ・社会福祉施設の耐震化率 (公立) (保健医療・福祉/県・市町村・民間)
- ・要配慮者利用施設における体制整備 (保健医療・福祉/県・市町村・民間)
- ・感震ブレーカー設置率 (住環境/民間)
- ・耐震性貯水槽数 (住環境/市町村)

1-2	津波による死傷者の発生	【重点化】
-----	-------------	-------

(津波に対する危険情報の周知)

- ・津波浸水想定区域図の見直しに基づくハザードマップの作成・公表 (住環境/市町村)

1-3	ゲリラ豪雨等による市街地の浸水	【重点化】
-----	-----------------	-------

(河川整備の推進と浸水危険情報の周知)

- ・下水道 (雨水) 事業計画区域の設定 (国土保全・交通/市町村)
- ・避難勧告の発令等に着目したタイムライン (防災行動計画) の作成 (行政機能/市町村)
- ・内水ハザードマップの作成 (国土保全・交通/市町村)
- ・防災重要ため池のハザードマップ作成 (産業/市町村)

- ・水防法及び土砂災害防止法に係る社会福祉施設等の避難確保計画の作成率（保健医療・福祉／市町村・民間）
- ・要配慮者利用施設の避難確保計画の策定・避難訓練の実施（国土保全・交通／市町村）
- ・下水道（雨水）事業の促進（住環境／市町村）

1-4	土砂災害等による死傷者の発生	【重点化】
-----	----------------	-------

（土砂災害危険情報の周知、伝達の効率化）

- ・土砂災害ハザードマップ市町村作成率（国土保全・交通／市町村）
- ・要配慮者利用施設の避難確保計画の策定・避難訓練の実施（国土保全・交通／市町村）
- ・土砂災害警戒情報等の伝達手段の複数化（テレビ地上波(NHK)、防災行政無線、CATV、緊急速報メール、SNS）（国土保全・交通／県・市町村）

1-5	豪雪・暴風雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生	【重点化】
-----	-------------------------	-------

（道路除雪の確保）

- ・関係機関と連携した道路除雪の実施（国土保全・交通／国・県・市町村・民間）
- ・道路積雪のホームページによる情報配信（国土保全・交通／県・市町村）

1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で死傷者の発生	【重点化】
-----	----------------------------	-------

（住民・来訪者への確実な情報伝達）

- ・町における避難情報等の伝達体制の整備（行政機能／市町村）
- ・町施設及び町内観光施設等における災害・避難情報の発表手段の整備（行政機能／市町村）

（災害情報配信の体制強化）

- ・浸水、土砂災害に備えた関係機関が連携した協議会の実施（国土保全・交通／国・県・市町村）
- ・避難行動要支援者個別避難計画の策定（保健医療・福祉／市町村）
- ・避難行動要支援者名簿の作成（保健医療・福祉／市町村）

（避難誘導訓練の実施）

- ・自然災害等に対処する県との訓練実施（行政機能／県・市町村）

（２）救助・救援、医療活動の迅速な対応、被災者等の健康・避難生活環境の確保

（物資供給等）

- ・トラック、バス、鉄道事業者等の輸送モード間の連携等により、複数輸送ルートの確保を図る。
- ・道路が被災した場合においても被害を最小限にとどめ、早期の復旧を図るための減災・防災対策や機能強化及び物資供給や救助・救援車両の移動ルートを複数選択可能とする道路ネットワークによる代替性の強化を図る。
- ・民間事業者の施設、設備を活用することにより、災害時における物資輸配送体制の強化を図る。
- ・災害発生直後からの道路の被災・寸断状況の情報収集を行い、物資輸送、救助・救援ルートの確保を最優先課題として、一刻も早く緊急車両を通行させる活動（道路啓開）の実行性を高める取組みを進める。
- ・災害発生区域及び周辺の活動基盤を確保するため、水道施設、下水道施設、ガス施設の耐震化や老朽化対策による機能強化を促進するとともに、業務継続計画（BCP）策定等による災害対応力の充実に努める。
- ・災害発生直後からの被災地での食料、飲料水等の物資供給の長期停止に備え、関連機関が連携して非常用物資の備蓄量を確保するとともに、観光客等帰宅困難者への対応を含めて民間との物資供給

に関する調整を推進する。また、家庭や企業等における備蓄（最低 3 日分（推奨 1 週間））について、各当事者の自発的な取組みを促進する。

- ・住民が自主的に設ける避難のための施設（支え愛避難所）に避難していることを覚知したときは、当該施設が円滑に運用されるよう、必要に応じて物資や情報の提供など必要な支援を行う体制の構築を図る。
- ・道路啓開や救出活動、支援物資の輸送を迅速に行うため、建設業協会等の災害時応援協定を締結する民間団体との情報交換や連絡窓口の確認を定期的に行う。
- ・交通の途絶等により地域が孤立した場合でも、食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、ドローン等の輸送手段の確保に努める。

（孤立集落）

- ・迂回路のない孤立集落の発生に備えた既往道路の減災・防災対策や機能強化を進めるとともに、道路防災や土砂災害・山地災害対策による道路ネットワークの確保を図る。また、降雪による倒木や電柱等の倒壊時における道路啓開体制の整備、中電及び NTT 等との連携を強化し、孤立状態の早期解消を図る。
- ・道路の寸断等により孤立した場合に備え、消防防災ヘリコプター等による物資供給の確保及び携帯電話の不感地区解消や、衛星通信設備の整備による情報通信機能の確保を推進する。また、孤立の長期化に備え、孤立が予想される集落の住民に対して食料等備蓄の取組みを推進する。
- ・孤立集落の解消に向けた効率的な活動を確保するため、通信基盤・施設の堅牢化・高度化を図るとともに、地理空間情報やドローン等の活用による情報収集・提供を進める。
- ・倒木等による孤立集落の発生や、電気・通信等のライフライン設備の被害を最小限に抑えるため、事業者等と連携して、危険木の事前伐採を推進する必要がある。
- ・孤立発生時に救助等の対応が適切に実施できるよう、孤立が予想される集落をあらかじめ特定するとともに、応急対策を実施する上で必要となる情報（居住者数、避難箇所、アクセス道路等）を把握し、孤立可能性集落ごとの対応方針を定める。

（救助・救援活動等の確保）

- ・救助・救援活動を持続的に行うため、広域防災拠点の整備、機能強化、消防庁舎等の活動拠点の耐震化、消防車両や資機材等の充実強化を図る。
- ・広域防災拠点のうち中核的応援受入拠点については、自衛隊や緊急消防援助隊が選定しているベースキャンプ候補地の中から、施設規模や災害ハザードなどを勘案して指定する。
- ・正常性バイアスによる逃げ遅れ防止や要配慮者の避難を確保するため、地域における防災士等の防災リーダーの確保・育成や支え愛マップの作成による支え愛活動を促進する。
- ・避難所の開設・運営の活動体制の構築や、運営支援を担う地域における避難所運営リーダーの育成を推進する。
- ・一般の避難所では生活が困難な要配慮者のため、福祉避難所の確保を図る。
- ・避難所生活の長期化による生活環境の悪化に対応するため、避難所の運営等においては、子ども、女性、高齢者、障がい者等の要配慮者を含めた全ての避難者の健康管理や心のケア、車中泊等によるエコノミークラス症候群患者への対応等のきめ細かい対策の充実を図る。
- ・消防団員数の増加、自主防災組織の拡充を含めた地域住民全体の取組みによる活動人員の確保・育成を図る。
- ・防災拠点にあつては、自家発電設備や蓄電池で給電する無停電電源装置の導入を検討し、電力確保対策とバックアップ機能の強化を図る。
- ・救助・救援、医療活動に支障が出ないよう、緊急通行車両や災害拠点病院、避難所等への燃料供給体制の確保を推進する。

- ・災害に対する強靱性の向上につながる再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギー設備に関する整備等の支援を図る。
- ・災害時の支援等にかかる協定の締結の促進、関係機関との合同訓練を通じた連携強化、県内外からの災害ボランティアや救援物資等の受入れ体制の整備等の取組みを推進する。

（医療・福祉機能の確保）

- ・災害直後からの医療機関、福祉施設の業務継続を図るため、業務継続計画（BCP）の策定を推進し、関係機関と連携した避難訓練等の実施と検証により、その実効性を確保するとともに、必要なハード・ソフト対策の充実を図る。なお、福祉施設の避難対策では、人の避難だけでなく、入所者の常備薬などの必要な物資の移動についても留意するものとする。
- ・災害拠点病院については、他の医療機関への支援と医療機能の継続のため、耐震化や耐水化を完了させるとともに、自家発電機等の設置に併せ、自家発電機等を必要な期間稼働させる燃料の確保を推進する。
- ・多数の傷病者を円滑に受け入れるため、災害拠点病院と連携する地域の医療施設の耐震化や非常用電力の確保を図る。
- ・人工透析を受けている者及び人工呼吸器を必要とする者への医療を継続するため、非常用電源や水道等の関連するライフラインの機能強化を図る。また災害による施設損壊や大規模浸水等により医療継続に支障がある場合には、周辺の医療施設への迅速な受入れ要請や避難の実施等、関係機関が連携した体制を整備する。
- ・災害時の医療機能を持続させるため、医療人材の確保・育成を図るとともに、災害関連死の防止体制を強化する。
- ・要配慮者、傷病者へのきめ細かい対応を行うため、地域の医療人材に関する官民の連携を図りながら、災害医療コーディネーター、地域災害医療コーディネーターの委嘱を推進する。

（避難生活環境の確保）

- ・住民の積極的な避難を促進するとともに災害関連死を防止するため、指定避難所の迅速な開設・避難者の受け入れ態勢の確立や、避難所の生活環境の向上（プライバシーの確保、良好な就寝環境・清潔なトイレ環境の整備等）を図る。
- ・避難所におけるインフルエンザ、ノロウイルス、O157などの感染拡大防止対策を推進する。特に、災害時における新型コロナウイルス感染症に関しては、避難所における飛沫感染防止対策、マスク・消毒液等感染症対策に必要な物資の備蓄などについて、必要に応じて、市町村と相談の上で県がガイドラインを作成するなど、市町村の取組みを推進するとともに、県と市町村が連携して、避難所以外の親類宅などへの分散避難の考え方など、感染症が流行している状況下での適切な避難方法について、住民への周知、啓発を行う。

（避難所備蓄）

- ・避難生活に必要な物資等は、輸送道路が寸断されることを想定し、可能な範囲で指定避難所の中や、地域の中に備蓄場所を確保して備蓄することを検討する。

2-1	被災地での食料・飲料水等物資供給の長期停止 （避難所の運営、帰宅困難者対策含む）	【重点化】
-----	---	-------

（物資の備蓄・調達に係る関係者連携）

- ・適正な備蓄量確保（飲料水、食料、生活関連物資）（行政機能／県・市町村）
- ・帰宅困難者支援事業者（店舗）との協定締結数（行政機能／県・市町村・民間）

（生活基盤の機能強化）

- ・水道施設の耐震化・老朽化対策（住環境／市町村）
- ・上水道基幹管路の耐震化率（町管理）（住環境／市町村）
- ・上水道 BCP 策定（町管理）（住環境／市町村）
- ・地震対策上重要な下水道管渠の耐震化率（住環境／県・市町村）
- ・下水道施設の耐震化・老朽化対策（住環境／市町村）
- ・下水道 BCP 策定（住環境／県・市町村）
- ・下水道ストックマネジメント計画による計画的な修繕・改築（住環境／市町村）
- ・マンホールトイレシステムの整備（住環境／市町村）
- ・避難所運営リーダーの養成（行政機能／市町村）
- ・福祉避難所の指定（行政機能／市町村）
- ・学校施設等避難所としての防災機能強化の促進（行政機能／市町村）
- ・緊急的に必要な避難施設等の老朽化対策の促進（行政機能／市町村）
- ・町管理町道・林道・農道の機能保全・老朽化対策（国土保全・交通／市町村）

2-2 長期にわたる孤立集落等の発生（豪雪による孤立等を含む）

（既存路線機能の強化）

- ・関係機関と連携した道路除雪の実施（国土保全・交通／国・県・市町村・民間）**再掲**

（孤立集落発生時の支援等）

- ・孤立する恐れのある集落における携帯電話不感地区の解消（行政機能／市町村・民間）

2-3 救助・救援活動等の機能停止（絶対的不足、エネルギー供給の途絶）

【重点化】

（救助・救援体制の強化）

- ・情報連絡員（リエゾン）派遣による被害情報の確実な伝達（行政機能／県・市町村・民間）
- ・保健医療・福祉に係る職能団体との災害時の相互協力に関する協定締結（保健医療・福祉／県・市町村）
- ・支え愛マップづくり取り組み箇所数（保健医療・福祉／市町村）

（活動人員の確保等）

- ・消防団員数（行政機能／市町村・民間）
- ・自主防災組織 組織率（行政機能／市町村・民間）
- ・自主防災組織の資機材整備（行政機能／市町村・民間）
- ・防災士（防災リーダー）の登録者数（行政機能／県・市町村）

2-4 医療機能の麻痺（絶対的不足、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶）

【重点化】

（予防医療の推進）

- ・定期接種による麻疹・風疹接種率（保健医療・福祉／県・市町村・民間）

（ライフラインの確保）

- ・停電時における非常供給対策（住環境／市町村）
- ・上水道基幹管路の耐震化率（住環境／市町村）**再掲**
- ・上水道 BCP 策定（住環境／市町村）**再掲**
- ・地震対策上重要な下水道管渠の耐震化率（住環境／県・市町村）**再掲**
- ・下水道 BCP 策定（住環境／県・市町村）**再掲**

2-5	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
-----	---

(避難所の環境確保)

- ・避難所の Wi-Fi 環境の整備 (行政機能／市町村)
- ・マンホールトイレシステムの整備 (行政機能／市町村) **再掲**

(3) 行政機能の確保

- ・行政機関は災害発生直後から、災害対策本部及び支部を設置し、救助・救援活動や医療活動の迅速な対応、その後の経済活動、復旧・復興に向けた活動の基幹となる。このため、防災拠点となる官庁等の耐震化・耐水化等の耐災害性の向上、停電時の電力の確保、情報通信回線の確保・複数化とともに、物資の備蓄等を推進する。
- ・各行政機関における業務継続計画 (BCP) の検証と見直し、実効性の向上のための訓練等の取組みの促進、災害時の応援協定の締結、各分野における人材の確保・養成、データのバックアップ等により、業務継続体制の強化を図る。特に、浸水対策が十分であるか見直しを図る。
- ・災害等発生時における被災者支援の円滑化、迅速化を図るため、マイナンバーカードの活用等のデジタルトランスフォーメーションの取組みを推進する。
- ・デジタルトランスフォーメーションに合わせた情報通信基盤の整備の強化を図る。

3-1	市町村等行政機関の機能不全	【重点化】
-----	---------------	--------------

(防災活動拠点の機能強化)

- ・町施設の耐震化率 (行政機能／市町村) **再掲**
- ・町 BCP 策定 (行政機能／市町村)
- ・町庁舎の非常用発電機の配備 (行政機能／市町村)

(情報通信機能の強化)

- ・ICT-BCP (情報システム部門の業務継続計画) 策定 (行政機能／市町村)
- ・IT システムの外部ネット環境の構築による資産有効活用、データのバックアップ、セキュリティ強化の推進 (クラウド化) (行政機能／市町村)
- ・マイナンバーカードの交付率 (行政機能／市町村)

(4) 情報通信機能の確保

- ・情報通信においては、災害直後から地域の被災状況、交通物流等の情報を広域的、継続的に配信する必要がある。このため、情報収集と配信を行う行政、情報関係事業者の機能確保を図るため、関連施設の耐震化をはじめ、自家発電施設の設置等の電力供給のバックアップ整備等、通信システムの機能維持を推進する。
- ・光ファイバーや 5 G (第 5 世代移動通信システム) などの超高速情報通信網の整備を推進する。
- ・住民、外国人観光客等の迅速な避難行動を促すため、テレビ、ラジオが中断した場合であっても、あんしんトリピーメール、SNS、ホームページ等の手段によって、情報提供を可能とする体制の強化を図る。
- ・長期間の停電が発生した際においても指定避難所の機能、生活環境が維持できるよう、指定避難所の電源対策についても取組みを推進する。

4-1	情報通信機能のまひ・長期停止 (電力供給停止、郵便事業停止、テレビ・ラジオ放送中断等)	【重点化】
-----	--	-------

(情報通信施設の機能強化)

- ・超高速情報通信網整備 (行政機能／県)
- ・防災関連通信設備の機能強化 (行政機能／県)

(情報伝達手段の多様化)

- ・町における避難情報等の伝達体制の整備 (行政機能／市町村) 再掲
- ・避難所の Wi-Fi 環境の整備 (行政機能／市町村) 再掲

(5) 地域経済活動の維持

(経済活動、サプライチェーンの維持)

- ・大規模自然災害時や、新型コロナウイルスを含む新型感染症などの新たなリスク等における事業活動の早期再開を図るため、個別企業の業務継続計画 (BCP) 策定を促進する。
- ・北海道胆振東部地震で問題となった大規模停電 (ブラックアウト) による経済的損失を最小限に留めるため、民間企業や農林水産業者に対し自家発電機等の設置を支援するなど BCP 実効性の向上を促進する。
- ・金融機関、商工会、物流事業者及び同時被災の可能性が低い地域間の連携等による経済活動の継続に向けた取組みを促進するとともに、地域経済を牽引する企業の育成を図る。
- ・災害時のエネルギー供給源の多様化・分散化を推進するため、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギー設備整備等の支援を図る。また、県内の地域新電力を通じて地産電力を調達・供給するなど、地域におけるエネルギーの地産地消に向けた取組みを推進する。

(交通インフラネットワーク整備)

- ・高速道路網、鉄道網等における交通の結節点は、物流・人流が集中することから、その安全で円滑な移動のための機能強化を図る。
- ・「コンパクト＋ネットワーク」による防災機能を含めた交通・物流・人流の充実のため、各地域に道の駅等を活用した「小さな拠点」の設置を進める。
- ・緊急輸送道路と防災拠点とのネットワークを形成する町管理道の整備・耐震化を促進する。
- ・救援物資の円滑な流通のため、民間物流施設等を活用した物資輸送拠点の指定を進め、被災現場のニーズを踏まえた救援物資の輸配送体制を確保する。
- ・道路ストック点検とインフラ長寿命化計画 (行動計画) に基づき、道路施設の老朽化対策や道路斜面等の防災対策、緊急輸送道路等の耐震化と機能強化の着実な推進等、道路施設の適切な維持管理を推進する。

(港湾・鉄道機能の強化)

- ・大規模地震時の交通機関被害予測を踏まえ、鳥取県と県内市町村の JR 西日本との相互協定の活用と運送障害に強い鉄道貨物輸送体系の構築等、交通物流の多重化・代替性の確保を図る。

(食料等の安定供給)

- ・豊かな森林資源の活用、評価の高い農産物及び豊富な水産物の安定的な供給による競争力の確保等、農林水産業の活力増進を図る。また、漁港の整備等、水産物の供給拠点の機能強化を併せて推進する。
- ・地震や豪雪・台風などによる農産物被害の防止・軽減を図るため、被害の未然防止に向けた農業技

術対策や農業用施設の点検・補強等を推進する。

- ・地震等の災害発生時に、老朽化により農地や一般公共施設に被害を及ぼす恐れのある土地改良施設（排水機場、頭首工等）について、必要な機能保全対策等を進める。
- ・災害発生時には、被災・停電等による給油所の営業停止や道路機能のまひによる燃料の供給量不足により需要者まで燃料が供給されない恐れがあるため、給油所の防災力向上や住民への自家用車等も含む平時からの燃料備蓄を呼びかける。
- ・長期間にわたる学校給食の停止が発生しないよう学校給食センターの耐震化を図る。

（用水の安定供給）

- ・災害時における渇水被害の抑制や影響を最小化できるよう、事業者と連携のうえ、上水道の耐震化及び農業水利施設の保全整備を進める。また、人材やノウハウの強化等についても進める。
- ・上水道、農業水利施設について、長寿命化を含めた戦略的な維持管理と機能強化を図る。
- ・渇水時には関係者の情報共有を緊密に行う必要があるため連絡体制を整備し、取水制限など必要な対応を行う。
- ・危機時の代替水源として災害時協力井戸など地下水活用 of 取組みを推進する。

5-1	地域競争力の低下、県内経済への影響（サプライチェーンの寸断、エネルギー供給の停止、金融サービス機能の停止、重要産業施設の損壊等）	【重点化】
-----	--	-------

（関係者連携と BCP 策定運用）

- ・商工会と行政機関の協定締結数（産業／市町村・民間）
- ・金融機関（銀行・信用金庫）BCP 策定率（産業／市町村・民間）

5-2	交通インフラネットワークの機能停止	【重点化】
-----	-------------------	-------

（橋梁耐震化、道路整備等による機能強化）

- ・「小さな拠点」施設の整備（住環境／県・市町村）
- ・重要物流道路、緊急輸送道路の代替路、補完路としての町道整備（国土保全・交通／市町村）

5-3	食料等の安定供給の停滞	【重点化】
-----	-------------	-------

（関係者の協力連携）

- ・各種協定の締結、各機関・団体等との連絡調整の実施（行政機能／市町村）**再掲**

5-4	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
-----	-------------------------------

（耐震化等による機能維持）

- ・上水道基幹管路の耐震化率（住環境／市町村）**再掲**
- ・災害時協力井戸の登録（住環境／県・市町村）

（6）ライフラインの確保及び早期復旧

（エネルギー供給ネットワークの維持）

- ・大規模自然災害が発生した際、ライフラインの確保は経済社会システムの機能継続に必須であるため、ライフライン被害予測等を踏まえた防災・減災対策や多重性・代替性の確保の取組みを促進する。
- ・災害発生時の電力需要の逼迫に備え、官民が連携し、自家発電設備や蓄電池で給電する無停電電源装置の導入拡大を促進する。
- ・地域に存する資源を有効に活用し、木質バイオマスや小水力等の多様な再生可能エネルギーの導入

を進め、風力や太陽光、温泉熱、地中熱についても、技術進歩を踏まえながら、更なる導入拡大を図る。

- ・災害時のエネルギー供給源の多様化・分散化を推進するため、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギー設備整備等の支援を図る。また、県内の地域新電力を通じて地産電力を調達・供給するなど、地域におけるエネルギーの地産地消に向けた取組を推進する。

(上下水道等の供給)

- ・地域生活に不可欠となる上下水道の災害対応力を強化するため、基幹管路の耐震化や老朽化対策、BCP による機能継続を図る。さらに、非常時の生活用水を確保するため、応急給水拠点体制の整備や災害時協力井戸の普及を図る。
- ・避難所における身体的な負担を軽減するため、仮設トイレの供給体制の構築、簡易トイレの備蓄、マンホールトイレシステムの整備を推進する。また、マンホールの浮上防止など、液状化対策の最新技術を積極的に導入し、液状化対策の実効性向上を図る。
- ・液状化に起因する建物被害予測等を踏まえ、地域の実情にあった防災・減災対策や早期復旧対策等の取組みを推進する。

(地域交通ネットワークの維持)

- ・輸送ルートの確実な確保や地域間の輸送ルートの代替性確保のため、緊急輸送道路等の耐震化や老朽化対策、道路斜面等の防災対策を着実に推進する。
- ・橋梁を含めた道路インフラの老朽化については、予防保全による修繕等の取組みを推進する。
- ・地域交通の維持のため、鉄道事業者等の交通関係機関との連携による輸送ルートの確保等、取組みを推進する。
- ・液状化危険度予測を踏まえた対策を実施するほか、豪雪（倒木等を含む）による分断を防ぐための道路除雪・啓開体制を整備し、地域交通ネットワークの早期復旧対策の取組みを推進する。
- ・中山間地域等における多様な主体が管理する道路を把握し、避難路や代替輸送路の確保のため、災害時の迂回路となる農道や林道の必要な整備を進める。
- ・道路啓開体制の構築等早期復旧の実効性の確保のため、災害発生直後から道路の被災・寸断状況の道路交通情報を的確に把握するとともに、災害応援協定を締結している建設業協会等と連携した取組みを進める。

6-1	電力供給ネットワーク等機能停止 (発電所、送配電設備、石油・ガスサプライチェーン等)	【重点化】
-----	---	-------

(代替エネルギーの確保)

- ・再生可能エネルギー導入量（産業／県・市町村・民間）
- ・農山村地域における再生可能エネルギー施設導入への支援（産業／県・市町村・民間）

6-2	上下水道・工業用水等の長期間にわたる供給・機能停止 (用水供給の途絶、汚水流出対策含む)
-----	---

(上下水道の耐震化と BCP 策定運用)

- ・上水道基幹管路の耐震化率（住環境／市町村）再掲
- ・上水道 BCP 策定（住環境／市町村）再掲
- ・地震対策上重要な下水道管渠の耐震化率（住環境／県・市町村）再掲
- ・下水道 BCP 策定（住環境／県・市町村）再掲
- ・浄化槽に占める単独処理浄化槽の割合（住環境／県・市町村）
- ・農業集落排水施設の機能診断実施処理区数（住環境／県・市町村）
- ・災害時協力井戸の登録（住環境／県・市町村）再掲

- ・ 下水道汚水の応急対応策（住環境／市町村）
- ・ 水道の応急給水支援対策（住環境／市町村）
- ・ マンホールトイレシステムの整備（行政機能／市町村）再掲

6-3 地域交通ネットワークが分断する事態（豪雪による分断を含む）

（地域交通ネットワークの確保）

【重点化】

- ・ 関係機関と連携した道路除雪の実施（国土保全・交通／国・県・市町村・民間）再掲
- ・ 町内道路網の整備（国土保全・交通／市町村）

（７）二次災害の防止

（大規模火災、広域複合火災）

- ・ 地震後の火災の発生、延焼を防止するため、住宅用火災警報器、消火器、感震ブレーカー等の設置を促進する。また、被災建物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士の活用により、倒壊の恐れのある家屋等での二次災害の防止を図る。
- ・ 工業用地等での火災、煙、有害物質等の流出を伴う広域複合火災により、周辺生活環境や経済活動等に甚大な影響を及ぼさないよう関係機関による対策の促進及び災害情報を周辺住民等に迅速かつ確実に伝達する取組みを推進する。
- ・ 地震災害等過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、消防等の体制や装備資機材等の更なる充実強化を図るとともに、消防団、自主防災組織等の充実強化等、初動対応力の向上と救助・救急体制の充実強化を図る。
- ・ 身を守る行動について、自らの命は自ら守るという意識を浸透させるため、住民への継続的な防災訓練や防災教育等を推進する。
- ・ 大規模火災の発生に備え、初期消火活動などで有効な消防団や自主防災組織の充実強化を図る。

（ため池、ダム、農地・森林等）

- ・ 築造年代が古く、地震災害により下流の人家等に影響を及ぼすおそれのあるため池の評価及び防災工事、ハザードマップの整備等、総合的な対策を推進する。
- ・ 上流ダムの緊急放流による下流域の浸水被害等二次災害を防止するための対策を推進する。
- ・ 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果等多様な機能を維持するため、継続的な営農活動を行う集落等を支援するとともに、地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の適切な保全管理の取組みを推進する。
- ・ 森林の荒廃防止及び森林の持つ国土保全機能の保全・発揮のため、地域コミュニティ等との連携を図りつつ、造林、間伐等の適正な森林整備や林道等の路網整備、総合的かつ効果的な治山対策等を計画的に推進する。また、野生鳥獣による農地・森林被害の防止対策を推進し、自然と共生した多様な森林づくりを進める。

（有害物質）

- ・ 有害物質の大規模拡散・流出等による健康被害や環境への影響を防止するため、PCB 廃棄物の保管事業者に対して PCB 汚染処理機器の適正保管や早期処理を指導する等の取組みを推進する。
- ・ 河川、港湾等の水域における有害物質の流出拡散による地域住民や利用者、環境への影響を防止するため、各管理者を含めた関係者が連携し、応急処置、水質分析監視、原因者への指導等の取組みを推進する。

(風評被害)

- ・大規模自然災害の長期化による風評被害に対応するため、正確な情報収集を踏まえた県内外への的確な情報発信のための体制強化を図る。

7-1 大規模火災や広域複合災害の発生

(活動人員の確保)

- ・自主防災組織 組織率 (行政機能／市町村・民間) 再掲
- ・自主防災組織の資機材整備 (行政機能／市町村・民間) 再掲
- ・消防団員数 (行政機能／市町村・民間) 再掲
- ・被災建築物応急危険度判定士の登録数 (行政機能／市町村)

(延焼防止対策の推進)

- ・感震ブレーカー設置率 (住環境／民間) 再掲

7-2 ため池、ダム等の損傷・機能不全による二次災害の発生 (農地・森林等の荒廃による被害を含む)

【重点化】

(危険情報の周知)

- ・防災重要ため池のハザードマップ作成 (産業／市町村) 再掲
- ・放置ため池の廃止 (箇所) (産業／市町村)
- ・地域ぐるみで農地の維持に取り組む農用地面積の割合 (産業／民間)
- ・森林の多面的機能を維持するための間伐の実施 (産業／民間)
- ・農林水産業関連の新規就業者数 (産業／県)

7-3 有害物質の大規模拡散・流出

(有害物質の拡散・流出の防止)

- ・河川における水質事故発生時の関係者連携 (国土保全・交通／国・県・市町村)

7-4 風評被害等による県内経済等への甚大な影響

(観光客数の維持拡大)

- ・正確な情報収集と情報発信する体制づくりを行う県外での観光情報説明会の開催 (産業／県・市町村・民間)

(8) 迅速な復旧・復興

(大量の災害廃棄物)

- ・早期の復旧・復興の妨げとなる大量の災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するため、災害廃棄物処理計画の策定とともに、ごみ焼却施設の耐震化や老朽化対策、非常用電源の確保、仮置きするためのストックヤードの確保等の検討を図る。
- ・災害廃棄物処理計画の策定を推進し、災害廃棄物への処理体制の強化を図る。

(人材等の不足)

- ・災害発生時の障害物の除去、緊急輸送道路や地域交通等の確保のための道路啓開活動、河川増水に伴う水防活動、雪害時の除雪作業等を迅速かつ効果的に実施するため、専門的な技術を有し地域事情にも精通した建設業者の協力・支援を図り、災害時の地域住民、行政機関、建設業者等との連携

体制の強化を図る。

- ・建設業の担い手確保・育成のため、建設工事の生産性向上や元請下請関係の適正化及び技能労働者を含めた建設従事者の就労環境の改善を図るとともに、若年者・女性の活躍推進に向けた取組みを推進する。
- ・平時から次世代を担う若手がまちづくり・地域づくりに関わる機会を整え、災害時の合意形成を含めた復興事業を円滑に実行できる環境整備を進める。
- ・被災家屋周辺の土砂撤去、除雪、その他の生活支援等について、災害ボランティアが災害初期から効果的に機能するよう、円滑な受入れと適切な運営ができるような体制づくりを図る。
- ・被災住宅の早期復旧・復興を図るため、迅速な罹災証明発行等の体制を構築するとともに、住宅修繕工事の人材不足確保に向けた対策の推進を図る。

(文化財の喪失、地域コミュニティの崩壊等)

- ・文化財の災害による被害防止・軽減のため、施設の耐震対策・防火対策等を推進する。
- ・地域の災害対応力の向上のため、自主防災組織等による地域ハザードマップ作成・訓練・防災教育、防災リーダーの計画的な育成等を通じた地域づくり、事例や研究成果等の共有による地域の防災体制強化等の取組み推進と関係機関等が連携した支援の充実を図る。
- ・地域コミュニティの充実強化のため、高齢化が進む中山間地域の移住促進やボランティア等の受入れ、避難行動要支援者のサポートを含む自主防災組織の活動を推進する。

(基幹インフラの損壊)

- ・物的・人的資源の迅速な輸送のため、交通・物流に資する道路の機能向上及び代替性を強化する。
- ・基幹インフラ等の迅速な復旧・復興を図るため、土地境界の把握に必要な地籍調査の着実な進捗を図る。

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(災害廃棄物対策の推進)

- ・災害廃棄物処理計画策定(町)(住環境／市町村)
- ・災害廃棄物対応訓練の実施(住環境／市町村)

8-2 復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(人材の確保・育成(横断的分野(人口減少対策)との連携))

- ・建設業協会との防災協定の締結(国土保全・交通／市町村)

8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(文化財の保存)

町におけるリスト作成(行政機能／市町村)

(地域コミュニティの構築(横断的分野(リスクコミュニケーション)と連携))

- ・自主防災組織 組織率(行政機能／市町村・民間) 再掲
- ・町 BCP 策定(行政機能／市町村) 再掲

8-4 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(基幹インフラの代替性・冗長性の確保のための整備促進)

- ・地籍調査進捗率(国土保全・交通／県・市町村)

8-5	長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態
-----	--------------------------------

(浸水危険区域の周知、広域的な避難体制の構築)

- ・内水ハザードマップの作成 (国土保全・交通／市町村)
- ・広域的な避難を想定した県内自治体及び県外自治体との相互応援協定の締結
(行政機能／県・市町村)

(9) 横断的分野

大規模自然災害に対する強靱化は、人口減少が進む現状に立ち向かい、本地域の強みと特性を活かして、持続的な地域社会を構築しながら進めていく必要があるが、これをより効率的、効果的に促進する上で、47項目の横断的分野を設定し、施策分野横断間の連携、さらには、各町の地方創生総合戦略との相乗効果を高めていくこととする。

①リスクコミュニケーション分野

少子高齢化が進展する中、地域防災力を強化するためには、防災教育により自ら考え行動する自助の啓発と避難行動要支援者を地域住民でサポートする共助の体制づくりが必要である。このためには、子どもから高齢者を含め、ボランティア協力を活用した地域コミュニティの再構築が不可欠である。また、地域住民と行政の情報連絡体制を確保するための地域コミュニティ構築、浸水想定区域や浸水ハザードマップの周知・活用、住民が自ら避難基準を決める「避難スイッチ」の作成等に向けた意識醸成が課題となっている。

このことから、地域住民や外国人観光客を含めた来訪者に向けた防災情報の提供や地域コミュニティ構築に向け、リスクコミュニケーション分野を設定する。

②老朽化対策分野

局地化、集中化、激甚化する気象災害の中、建設後50年以上を経過するインフラが急増しており、老朽化も加速していることから、適切な機能強化、補修、更新が急務となっている。また、少子高齢化が進展するうえで、行政庁舎等の防災拠点となる建物についても、その利用形態の変化に対応するとともに、統廃合を含めた適切な維持管理が必要となっている。

インフラの機能維持は、持続的な社会経済システムの発展を支える基盤として不可欠であり、国土強靱化を図るための8つの「事前に備えるべき目標」を達成する上で共通の課題となることから、老朽化対策分野を設定する。

③研究開発分野

人口減少社会やポストコロナ時代の「新たな日常」において国土強靱化を推進するうえでは、Society5.0時代の超スマート社会の実現を目指し、先端技術を活用していく必要がある。また、新たな防災技術の開発による、効率的な防災減災の取組の推進のほか、先端技術を活用した製品の開発・生産により他地域の産業機能のバックアップを図る必要がある。このため、個別に設定する分野の枠組みを超え、産官学の連携、新技術開発・活用の促進に向け、研究開発分野を設定する。

なお、研究開発分野における重要業績指標は、各町の地方創生総合戦略に定められていることから、本計画においては個別指標の設定は行わないこととする。

④人口減少対策分野

国土強靱化における取組みは、人口減少下での持続可能な地域社会の構築を進めていくものであり、この成果は各町の地方創生総合戦略にも資することとなるため、この戦略と相乗効果を高めながら調和させていく必要があることから人口減少対策分野を設定する。

なお、人口減少対策分野における重要業績指標は、各町の地方創生総合戦略に定められていることから、本計画においては個別指標の設定は行わないこととする。

⑤人材育成分野

自主防災組織率の拡充を含めた地域住民全体による活動人員の確保・育成を推進する。

災害発生時の人命救助等の対応能力の向上を図るため、広域支援等も想定した各種の実践的な訓練等により人材の育成を推進する。

迅速な復旧・復興を図るため、避難所の運営管理、罹災証明書交付等の災害対応を実施する

災害の専門家、建設業等の技術者に加え、防災ボランティア活動及びその後方支援等をはじめとした地域社会における指導者・リーダー（防災士（防災リーダー）、避難所運営リーダー等）などの人材を育成する。復興の観点からは、まちづくり・地域づくりに関わる仕組み等を理解した次世代を担う若者の育成に取り組む。

⑥官民連携分野

住民主体や民間事業者主体の取組を、より一層推進するとともに、災害対応において、民間事業者や地域の専門家等の有するスキル・ノウハウ、民間事業者の施設・設備や組織体制等を活用するため、官民連携によるソフト施策の充実を促進する。

飲料・食料等の生活関連物資や医薬品、燃料等の必要物資の確保と輸送、医療従事者の確保に係る民間事業者や業界団体との協定の締結を推進する。また、連携を反映した計画の策定、実践的な共同訓練の実施等を推進する。民間企業の事業継続計画（BCP）の策定を支援する。

災害に対する強靱性の向上につながる再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギー設備に関する整備等の支援を進めるとともに、災害対応や復旧・復興に必要な情報の迅速な収集・提供・共有に向け、新技術の導入、ビッグデータの収集・整備に向けた研究開発及び活用、情報の一元的提供、SNSの活用などの取組を推進する。

⑦デジタル活用分野

少子高齢化や生産年齢人口の減少等を背景として、多くの業界・業種で人手不足が深刻化している。このような社会情勢において、人手不足の解消や、作業の効率化、生産性の向上を図る上で、AI や IoT、5G、ドローン等のデジタル技術を活用した幅広い分野での国土強靱化施策の高度化が急務となっている。

このため、防災・減災分野においても、頻発する大規模自然災害等に対応し、安心安全な生活環境を維持するために、防災 DX の推進により、災害対応の高度化と効率化を図ると共に、災害情報の的確な把握・共有を推進するなど、「誰一人取り残さない」ことを理念に置いた情報の発信を推進する。

また、情報の共有や広報活動等、DX を活用した災害発生時の情報収集・伝達体制を強化することにより、災害時の的確な避難を推進する。

① リスクコミュニケーション

（警戒避難情報の伝達）

- ・ 主要観光施設の無料公衆無線 LAN の設置（産業／県・市町村・民間）

（地域コミュニティ構築）

- ・ 自主防災組織 組織率（行政機能／市町村・民間）[再掲](#)
- ・ 災害時協力井戸の登録（住環境／県・市町村）[再掲](#)

② 老朽化対策

（「公共施設等総合管理計画」に基づく町有建物・インフラの機能維持・維持管理）

- ・土木インフラ長寿命化計画（行動計画）の策定（国土保全・交通／市町村）
- ・公営住宅の長寿命化計画の策定（住環境／市町村）
- ・舗装・橋梁長寿命化計画（個別施設計画）の策定（国土保全・交通／市町村）
- ・農道、林道の橋梁長寿命化計画（個別施設計画）の策定（国土保全・交通／市町村）

③ 研究開発

※重要業績指標なし（各町の地方創生総合戦略による）

④ 人口減少対策

※重要業績指標なし（各町の地方創生総合戦略による）

⑤ 官民連携

（災害対応に係る人材の確保と育成）

- ・防災士（防災リーダー）の登録者数（行政機能／県・市町村）[再掲](#)
- ・避難所運営リーダーの養成（行政機能／市町村）[再掲](#)
- ・被災建築物応急危険度判定士の登録数（行政機能／市町村）[再掲](#)
- ・自主防災組織 組織率（行政機能／市町村・民間）[再掲](#)

⑥ 人口減少対策

（民間との連携強化の推進）

- ・住宅の耐震化率（住環境／民間）[再掲](#)
- ・住宅以外の多くの者が利用する住宅以外の建築物の耐震化率（住環境／民間）[再掲](#)
- ・商工会と行政機関の協定締結数（産業／市町村・民間）[再掲](#)

⑦ デジタル活用分野

（防災 DX の推進による災害対応の効率化）

- ・道路積雪のホームページによる情報配信（国土保全・交通／県・市町村）[再掲](#)
- ・マイナンバーカードの交付率（行政機能／市町村）[再掲](#)
- ・IT システムの外部ネット環境の構築による資産有効活用、データのバックアップ、セキュリティ強化の推進（クラウド化）（行政機能／市町村）[再掲](#)
- ・避難所の Wi-Fi 環境の整備（行政機能／市町村）[再掲](#)

3. 個別施策分野の役割

「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策プログラムは、必要となる取組みの集合体であるが、これら個々の取組みは、IV 3で設定したとおり、5つの個別施策分野に属するものである。脆弱性評価に基づく国土強靱化の方向性及び施策プログラムの設定を踏まえ、個別施策分野の役割を明確化するため、施策プログラムに掲載する具体的施策を再整理し、ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせ、国、県、町、民間等との連携等に留意して施策の推進を図る。

（１）行政機能分野（行政機能／市町村）

・災害発生直後から救助・救援、復旧・復興の活動拠点となる庁舎等の耐震化を促進するとともに、関係者との連携調整による必要物資の備蓄や停電時の電力確保等の機能強化により、災害対応力の向上を図る。

・各行政機関における業務継続計画（BCP）の検証と見直し、実効性の向上のための訓練等の取組みの促進、災害時の応援協定の締結、各分野における人材の確保・養成、データのバックアップ等により、業務継続体制の強化を図る。

・災害情報の確実な伝達を図るため、情報通信施設の耐震化、通信網の複数化、冗長化、受信施設の整備を促進する。また、高齢者や障がい者等の避難行動要支援者を含めた住民の的確な避難行動を確保するため、分かり易い情報を提供するとともに、自主防災組織の拡充や、平常時の見守り体制づくり等の地域コミュニティとの連携強化を図る。さらに外国人観光客を含む来訪者への情報伝達と避難行動を確保するため、平時の情報伝達システムの多様化を図る。

・迂回路のない孤立する恐れのある集落について、消防防災ヘリコプター等による物資供給の確保及び携帯電話の不感地区解消による情報通信機能の確保を推進する。

・大規模災害時における、県内外との広域応援体制の強化を図るとともに、中部4町における防災対策等の取組みの連携促進を図る。

・Society5.0時代の超スマート社会の実現を目指し、先端技術を活用する。

・災害等発生時における被災者支援の円滑化、迅速化を図るため、マイナンバーカードの活用等のデジタルトランスフォーメーションの取組を推進する。また、デジタルトランスフォーメーションに合わせた情報通信基盤の整備の強化を図る。

・公共施設等総合管理計画の推進により、維持管理・更新・統廃合・長寿命化を計画的に行い、財政負担の軽減・平準化を図る。

○行政拠点施設の機能強化

○情報通信機能の強化

○物資の備蓄・調達に係る関係者連携

○広域的な連携強化

○住民・来訪者への災害・避難情報の確実な伝達

○活動人員の確保

○デジタルトランスフォーメーションの取組の推進

（２）住環境分野（住宅・都市・環境）

・住宅、不特定多数が利用する民間、学校等の建築物の耐震化を図り、倒壊による死傷者の発生を防止するとともに、家具転倒防止、感震ブレイカーの設置により、家屋密集地等の火災延焼等の二次的な災害を防止する。

・ブロック塀等の安全対策により、避難路等の安全を確保する。

・生活基盤として不可欠となる上下水道の耐震化や老朽化対策を促進するとともに、業務継続計画（BCP）に基づく機能の維持を図る。

・高齢者、障がい者等の避難行動要支援者を含む住民の的確な避難行動を確保するため、自主防災組織の拡充、平常時の見守り体制づくり、ハザードマップの作成周知等により、地域コミュニティと連携した防災意識の高揚と自助・共助体制の構築を図る。

・自立・分散型エネルギーの導入等によるエネルギー供給源の多様化・分散化等により、災害時におけるエネルギー供給の代替機能確保を図る。

・大規模災害後の復旧・復興の円滑化に備え、大量に発生する災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を図るため、災害廃棄物処理計画を策定する。

・有害物質の大規模拡散・流出等による環境への影響を防止する取組みを推進する。

○住宅・学校等の建築物の耐震化

○二次災害防止対策の推進

○上下水道の耐震化とBCP策定運用による機能継続

○地域コミュニティ構築による防災力強化

○都市・住宅に関する危険情報の周知共有

○有害物質の大規模拡散・流出の防止

○災害廃棄物対策の推進

（３）保健医療・福祉分野

- ・民間との連携強化による医薬品、医療機器の備蓄と円滑な調達を図るとともに、医療人材の確保・育成を図り、地域の災害医療活動を確保する。また、災害医療コーディネーター、地域災害医療コーディネーターの委嘱の推進による円滑な災害医療活動を推進する。
- ・災害時の地域の福祉活動においては、平時から地域コミュニティと連携しながら、「とっとり支え愛活動」の継続を図るとともに、被災後の要配慮者等へのきめ細かい支援を行う。
- ・避難者間で感染症が流行しないよう、健康診断や予防接種を推進するとともに、避難所の環境整備、健康管理体制の構築を推進する。また、新型コロナウイルス感染症に関しては、避難所における飛沫感染防止対策、マスク・消毒液等の感染症対策に必要な物資の備蓄などの取組を推進するとともに、避難所以外の親類宅などへの分散避難の考え方など、感染症が流行している状況下での適切な避難方法について、住民への周知、啓発を行う。
- ・高齢者、障がい者等の避難行動要支援者を含む住民の的確な避難行動を確保するため、自主防災組織の拡充、平常時の見守り体制づくり、支え愛マップの作成周知等により、地域コミュニティと連携した防災意識の高揚と自助・共助体制の構築を図る。

- 医療拠点施設の機能強化 ○物資の備蓄・調達に係る関係者連携
- 活動人員の確保 ○地域コミュニティ構築による防災体制の強化
- 避難所の環境整備と健康管理体制の強化

（４）産業分野（エネルギー、金融、情報通信、産業構造、農林水産）

- ・大規模自然災害発生時の社会経済システムの機能継続に不可欠となるライフライン確保のため、被害想定を踏まえた防災・減災対策や多重性、代替性を確保する。
- ・本地域における豊かな資源を有効に活用し、木質バイオマス、小水力等の再生可能エネルギーの導入量を増加させ、エネルギー供給の多層化・多様化を図る。さらに、自立・分散型エネルギーの導入等により、エネルギー供給源の多様化・分散化を図る。
- ・金融機関、企業、商工会の事業活動の早期再開を図るため、個別企業の業務継続計画（BCP）策定と実効性の向上を促進する。
- ・豊かな森林資源の活用や評価の高い農産物、豊富な水産物の安定的な供給による競争力の確保、人材の確保育成等、農林水産業の活力増進を図る。さらに、地域コミュニティやボランティア活力との連携を推進しながら、森林や農地の適切な保全管理を行い、それぞれが持つ国土保全機能の確保を図る。
- ・地震等の災害発生時に、老朽化により農地や一般公共施設に被害を及ぼす恐れのある土地改良施設（排水機場、頭首工等）について、必要な機能保全対策等を進める。
- ・ため池の総合的な対策、渇水に関する関係機関との状況共有の促進による二次被害の防止・軽減を図る。
- ・ハード対策とソフト対策を組み合わせた防災・減災対策においては、自然環境の持つグリーンインフラとしての効果が発揮されるように、関係機関の連携を図る。
- ・情報通信においては、災害直後から気象、交通物流等の情報を広域的、継続的に配信するため、関連施設の耐震化をはじめ、自家発電施設の設置、再生可能エネルギーの導入等の電力供給のバックアップ整備等、通信システムの機能強化を推進する。
- ・情報伝達手段の多重化と高度化により、旅行者、高齢者、障がい者、外国人等に配慮した情報提供手段の確保を図る。

- 産業関連施設の耐震化
- 代替エネルギーの確保
- 関係者連携とBCPによる経済活動の継続
- 多様な情報伝達手段の確保
- 農地、森林が持つ国土保全機能の確保（グリーンインフラの活用）

（５）国土保全・交通分野（交通・物流、国土保全、土地利用）

- ・鉄道施設や交通結節点となる駅舎の耐震化等により、災害対応力を向上させる。
- ・本地域の特性を活かし「コンパクト＋ネットワーク」による防災機能を含めた交通・物流・人流の充実のため、道の駅等を活用した「小さな拠点」の設置を進めるとともに、道路網整備によるネットワークを構築する。
- ・大規模自然災害の発生直後における人命保護の観点から、その被災原因の除去と被災範囲の最小化を図るため、被災リスクの評価と共有を図りながら、ハードとソフトを効果的に組み合わせた「多重防御」による地域づくりを推進する。
- ・土木インフラの集中的な老朽化について、メンテナンスサイクルを構築するとともに、長寿命化を図り、維持管理、更新費用の平準化を図る。さらに、新技術等の導入を図りながら、維持管理に係る人材を確保・育成し、適切な管理体制を整備する。
- ・障害物の除去、緊急輸送や地域交通等の確保に向けた道路啓開、河川増水に伴う水防活動、雪害時の除雪等を迅速に実施するため、専門技術を有し地域事情にも精通した建設業者の協力・支援等、行政機関、地域住民等との連携強化を図る。建設業の担い手確保・育成においては、就労環境の改善を図るとともに、技能労働者の活用と若年者・女性の活躍推進に向けた取組みを支援する。
- ・自主防災組織等による地域ハザードマップ作成・訓練・防災教育、防災リーダーの育成、事例や研究成果等の共有による地域コミュニティ力強化等の取組み推進と、関係機関が連携した支援の充実により、地域防災力の向上を図る。さらに、高齢化が進む中山間地域の移住促進やボランティア等による活力を取り入れ、自主防災組織による共助の活動や避難行動要支援者への支援等、地域コミュニティ力の充実強化を推進する。
- ・基幹インフラ等の迅速な復旧・復興を図るため、土地境界の把握に必要な地籍調査の着実な進捗を図る。

- 水害・土砂災害対策の推進と危険情報の周知
- 交通結節点の機能強化
- 橋梁耐震化等によるインフラ機能強化
- 基幹インフラの代替性・冗長性の確保
- 建設業に関わる人材の育成・確保

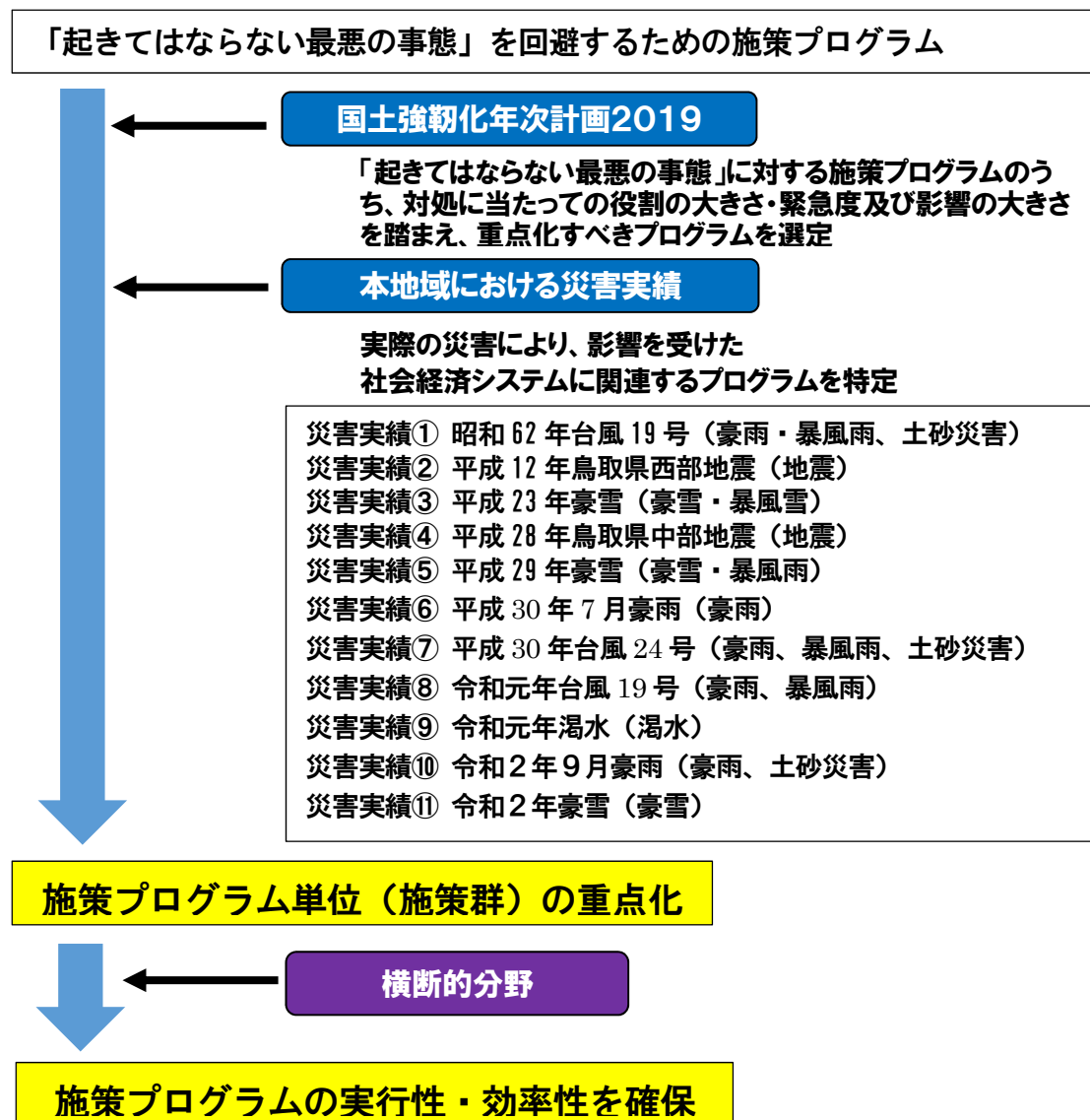
4. 施策の重点化

限られた財源の中、計画の実効性を確保するためには、選択と集中の観点に立ち、計画に掲げる施策の重点化を図っていくことが必要である。このため、以下の観点から施策の重点化を行う。

【施策重点化のプロセス及び視点】

- ・29の「起きてはならない最悪の事態」の中から、特に回避すべき「最悪の事態」を絞り込み、プログラムを重点化
 - 重点化の視点⇒ 重要性（当該プログラムにおける施策の重要度）
 - 緊急性（他の施策に優先して行う必要性）
 - 波及性（他の政策目的への波及効果）等
- ・重点化したプログラムの充実ため、横断的部分野からの施策を上乗せし実行性と効率性を確保

施策プログラムの重点化は、以下のフローで実施する。



○施策プログラムの重点化

国が示した重点化すべき施策プログラムと、鳥取県において過去に発生した各種自然災害により影響を受けた社会経済システムに関連する施策プログラムを踏まえ、本地域における重点化すべき施策プログラムを次表のとおりとする。

施策プログラムは、前述フローにより、社会経済システムに影響が生じた項目を対象として重点化するが、大規模自然災害の発生直後の重要な機能を有する「3. 行政機能の確保」も含めることとする。

起きてはならない最悪の事態 課題の抽出

基本目標	事前にそなえるべき目標	起きてはならない最悪の事態（29項目）														国 年 次 計 画 20 20	S 62 豪 雨 暴 風 雨	S 62 土 砂 災 害	H 12 西 部 地 震	H 23 豪 雪	H 28 鳥 取 中 部 地 震	H 29 豪 雪	H 30 豪 雨 土 砂 災 害	R 1 豪 雨 暴 風 雨	R 1 濁 水	R 2 豪 雨	R 2 豪 雪	プ ロ グ ラ ム 重 点 化
I. 人命の保護 が最大限図られる II. 行政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される III. 住民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 IV. 迅速な復旧・復興	1. 直接死を最大限防ぐ（人命保護）	1-1	地震による建物・交通施設等の倒壊や火災による死傷者の発生（住宅密集地、不特定多数施設含む）	◎			○		●															●				
		1-2	津波による死傷者の発生	◎																					●			
		1-3	ゲリラ豪雨等による市街地の浸水	◎	○											●						●				●		
		1-4	土砂災害等による死傷者の発生	◎			●	●					●									●				●		
		1-5	豪雪・暴風雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生							●		●														●		
		1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で死傷者の発生	◎							○				○											●		
	2. 救助・救援、医療活動の迅速な対応、被災者等の健康・避難生活環境の確保	2-1	被災地での食料・飲料水等物資供給の長期停止（避難所の運営、帰宅困難者対策含む）	◎	○	○	○	●		○																●		
		2-2	長期にわたる孤立集落等の発生（豪雪による孤立等を含む）				○				○	○							○	●						●		
		2-3	救助・救援活動等の機能停止（絶対的不足、エネルギー供給の途絶）	◎	●	●	○	○	○	○																●		
		2-4	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生			○	○	○	○		○															●		
		2-5	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	◎																						●		
	3. 行政機能の確保	3-1	市町村等行政機関の機能不全							○	○															●		
	4. 情報通信機能の確保	4-1	情報通信機能のまひ・長期停止（電力供給停止、郵便事業停止、テレビ・ラジオ放送中断等）	◎			●	●							●											●		
	5. 地域経済活動の維持	5-1	地域競争力の低下、県内経済への影響（ガソリンの寸断、燃料供給の停止、金融サービス機能の停止、重要産業施設の損壊等）	◎	●	●	●		○	○	●	○														●		
		5-2	交通インフラネットワークの機能停止	◎	○	○	●	○	●	●			●													●		
		5-3	食料等の安定供給の停滞	◎							●	○														●		
		5-4	異常洪水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への重大な影響											○														
	6. ライフラインの確保及び早期復旧	6-1	電力供給ネットワーク等機能停止（発電所、送配電設備、石油・ガスサプライチェーン等）	◎	●	●	○	●	●	●	●													●	●			
		6-2	上下水道・工業用水等の長期間にわたる供給・機能停止（用水供給の途絶、汚水流出対策含む）		○	○	○	○	○	○																		
		6-3	地域交通ネットワークが分断する事態（豪雪による分断を含む）		●	●	●	●	●		●	●				●	●									●		
	7. 二次災害の防止	7-1	大規模火災や広域複合災害の発生																									
		7-2	ため池、ダム等の損傷・機能不全による二次災害の発生（農地・森林等の荒廃による被害を含む）	◎	●	●	●	●	●				○													●		
		7-3	有害物質の大規模拡散・流出																									
		7-4	風評被害等による県内経済等への重大な影響		○			○		○																		
	8. 迅速な復旧・復興	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態																									
		8-2	復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態								○		○															
		8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態						○		○																	
		8-4	基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態																									
		8-5	長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態		○																							

【凡例】◎年次計画の重点化プログラムに関連するもの●事態が生じた項目○軽微な事態が生じた項目

プログラム重点化は、国アクションプランと、鳥取県で発生した過去の各種の自然災害による社会経済システムへの影響に基づいて行ったものである。そのため、その中に含まれる取組みについては、今後の他地域で発生した災害事象、最新の知見による形態等により、見直ししながら柔軟に対応していくこととする。

なお、重点化する施策に関連した取組や事業については、国の国土強靱化関係予算の「重点化」「要件化」等への対応、および進捗管理を徹底して行うものとする。

Ⅶ 計画の推進に向けて

1. 計画推進

本地域の国土強靱化に向けては、本計画に掲げる関連施策を総合的かつ計画的に実施することが必要であり、その実施には、毎年度の施策の進捗状況等を踏まえた効果的な施策展開が求められる。

本計画の推進に当たっては、関連施策の進捗状況を適切に管理しながら、本地域の国土強靱化システムとして、新たな施策展開を図っていくというPDCAサイクルの体制を構築するとともに、運用しながらスパイラルアップと計画の着実な推進を図る。

○PDCAサイクルによる強靱化システム

【Plan】

・先述した【STEP1】～【STEP5】を実施し、本地域の国土強靱化システムの指針となる国土強靱化地域計画を策定する。

【Do】

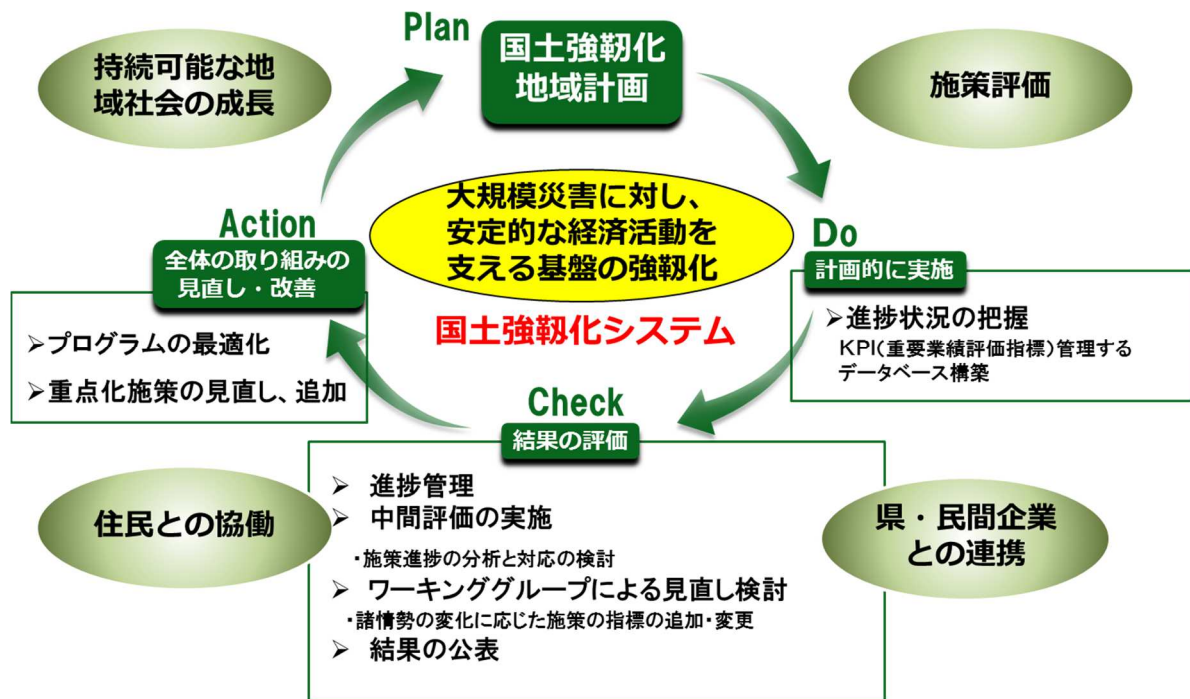
・本計画に基づき、各部局に設定した施策を確実に実行する。

【Check】

・「政策評価」となる重要業績指標（KPI）を確認し、施策等の達成状況を評価する。

【Action】

・社会経済情勢や国土強靱化施策の進捗状況などを考慮して、本計画の見直しを行う。



図—13 PDCAサイクルによる国土強靱化システム

2. 計画の進捗管理

本計画の進捗状況は、重要業績指標（K P I）を確認して、施策プログラムの達成状況を評価する。
また、効率的かつ確実に進捗管理を実施できる体制づくりを進める。

- ① 進捗管理
- ② 中間評価の実施
- ③ 計画見直しへの反映

また、全庁横断的な体制のもと、関係機関との連携を図り、住民とも協働して強靱化施策を推進する。

- ① PDCA サイクルの構築
 - ・ 国土強靱化ワーキンググループ（仮称）の定期的な開催
 - ・ 諸情勢の変化に応じた施策や指標の追加・変更
 - ・ 民間取組み情報の収集
- ② 関連計画及び関係機関との調整
 - ・ 関係機関における強靱化施策の把握
 - ・ 国基本計画及び県地域計画との調整

3. 計画の見直し等

（１）計画の推進期間

本計画においては、本地域内外における社会経済情勢の変化や国土強靱化施策の推進状況などを考慮し、概ね５年を推進期間とする。

計画の推進期間の中間年において中間評価を行い、その結果を計画の見直しに反映させることとし、それ以前においても、社会経済情勢の変化や毎年度の施策の推進状況等により、計画の修正を要する場合には、適宜見直すものとする。

（２）他の計画等の見直し

本計画は、各町の国土強靱化に関する他の計画の指針として位置付けられるものであることから、地域防災計画をはじめとする国土強靱化に関連する分野別計画においては、それぞれの計画の見直し時期や本計画の改定時に併せ、所要の検討を行い、整合を図っていくものとする。

鳥取県中部4町国土強靱化地域計画（第2期計画）

令和2年3月
（令和7年3月改定）
鳥取県中部4町

三朝町 総務課危機管理局

〒682-0195 鳥取県東伯郡三朝町大瀬 999 番地 2

TEL 0858-43-1111 FAX 0858-43-0647

湯梨浜町 総務課

〒682-0723 鳥取県東伯郡湯梨浜町大字久留 19 番地 1

TEL 0858-35-3111 FAX 0858-35-3697

琴浦町 総務課

〒689-2392 鳥取県東伯郡琴浦町大字徳万 591 番地 2

TEL 0858-52-2111 FAX 0858-49-0000

北栄町 総務課

〒689-2292 鳥取県東伯郡北栄町由良宿 423 番地 1

TEL 0858-37-3111 FAX 0858-37-5339
